

○復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（抄）	1
○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百五号）（抄）	2
○復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）（抄）	2
○東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）（抄）	42
○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十号）（抄）	43
○福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第一百五号）（抄）	49
○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）	71
○農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）	84
○独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（抄）	86
○農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）（抄）	87
○農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）（抄）	87
○農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（抄）	88
○農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）	88
○特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）（抄）	89
○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）	90
○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）（抄）	90
○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）（抄）	91
○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）	91
○災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）	92
○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）	92
○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）（抄）	93
○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）	93

○復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）（抄）	94
○内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）	94
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	95

○復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（抄）

（統括官）

- 第一条 復興庁に、統括官三人を置く。
- 2 統括官は、命を受けて、復興庁設置法第四条第一項及び第二項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。
一 一十七 （略）

（審議官）

- 第二条 復興庁に、審議官四人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
- 2 審議官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。
- 3 審議官は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。

（公文書監理官及び参事官）

- 第三条 復興庁に、公文書監理官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び参事官を置く。
- 2 公文書監理官は、命を受けて、復興庁の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。
- 3 参事官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務を助ける。
- 4 公文書監理官の定数は一人と、参事官の定数は併任の者を除き九人とする。

附 則

（他の政令の適用の特例）

第七条 （略）

2 （略）

- 3 復興庁が廃止されるまでの間における幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）第二条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、同令第二条第一項第一号中「内閣府」とあるのは「内閣府及び復興庁」と、同項中「五 警察庁（警察大学校、科学

「五 警察庁（警察大

警察研究所、皇宮警察本部、管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を除く。）」とあるのは、
 五の二 復興庁（復
 学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を除く。）
 興局を除く。）
 「内閣府」とあるのは「内閣府、復興庁」とする。
 と、同令第十条第一項中

○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）

第五節 復興局

- 第十七条 復興庁に、地方機関として、復興局を置く。
- 2 復興局は、復興庁の所掌事務のうち、第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項各号に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。
- 3 復興局が分掌する前項の事務には、管轄区域の全部又は一部の区域内において、東日本大震災からの復興に関する各種の事業の推進に関し、関係行政機関及び関係地方公共団体の職員、関係民間事業者等が参加して必要な協議、調整等を行うための組織体に関する事務が含まれるものとする。

4 復興局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
岩手復興局	盛岡市	岩手県
宮城復興局	仙台市	宮城県
福島復興局	福島市	福島県

5 復興局の所掌事務及び内部組織は、復興庁令で定める。

6 前項の内部組織の編成に当たっては、管轄区域における被災地域の地理的状況に配慮するものとする。

○復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）（抄）

（復興庁設置法の一部改正）

第一条 復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「の求めに応じて」を「に對し」に改め、同項第五号中「、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に關すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に關すること」を削り、「復興推進事業、」を「復興推進事業及び」に改め、「及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等」を削り、同項第六号中「第四条第五号に規定する避難解除等区域の復興及び再生の推進」を「第七条第十四項に規定する福島復興再生計画の認定」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に、「帰還環境整備交付金の」を「帰還・移住等環境整備交付金の」に改め、「同法第六十一条第九項に規定する産業復興再生計画の認定に關すること、同法第八十一条第六項に規定する重点推進計画の認定に關すること」を削り、「並びに」の下に「同法第七条第五項第一号に規定する産業復興再生事業、同条第七項第二号に規定する重点推進事業、」を加え、「帰還環境整備交付金事業等、」を「帰還・移住等環境整備交付金事業等及び」に改め、「及び同法第六十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業」を削る。

第十七条第四項中「次の表のとおりとする」を「政令で定める」に改め、同項の表を削る。

第二十一条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第二条 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

「第五章 復興交付金事業計画に係る特別の措置

目次中「第七十六条」を「第八十四条」に、
第一節 復興交付金事業計画の作成等（第七十七条）
第二節 復興交付金（第七十八条―第八十四条）
を「第五章 雑則（第八十五条―

第六章 雑則（第八十五条―第九十条）

第九十条）」に、「第七章」を「第六章」に改める。

第一条中「復興交付金事業計画に係る復興交付金の交付」を削る。

第二条第二項中「区域、」を「区域及び」に改め、「及び第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画の区域」を削り、同条第四項中「第二十八条まで、第三十三条及び第三十四条」を「第十九条まで、第二十一条から第二十八条まで及び第三十三条」に改める。

第三条第一項中「復興推進事業、」を「復興推進事業及び」に改め、「及び第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等」を削る。

第四条第一項中「に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（政令で定めるものを除く。）又はこれに準ずる区域として政令で定めるもの（以下この項及び第四十六条第一項において「特定被災区域」という。）」を「これらの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域として政令で定めるもの」に、「特定被災区域内」を「当該政令で定める区域内」に改める。

第十九条第一項中「次条及び」を削り、同項第二号中「(次条において「被災者等」という。)」を削る。
第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第三十七条第一項中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域(復興産業集積区域のうち、東日本大震災からの復興の状況を勘案して産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な区域として政令で定めるものに該当する区域をいう。以下同じ。)」に改める。

第三十八条第一項及び第三十九条第一項中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改める。

第四十条第一項中「復興産業集積区域(その全部又は一部が、その全部又は一部の区域が同号イに規定する地域である市町村の区域に含まれるものに限る。)」を「特定復興産業集積区域」に改める。

第四十三条中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改める。

第四十六条第一項中「特定被災区域」を「第四条第一項の政令で定める区域」に改める。

第五十七条第五項中「及び第七十七条」を削り、「同法第二条第六項」を「同条第六項」に改める。

第五章の章名並びに同章第一節及び第二節の節名を削る。

第七十七条から第八十四条までを次のように改める。

第七十七条から第八十四条まで 削除

第六章を第五章とする。

第九十一条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者又は」を「は」を「とき、又は」に、「行った者」を「行ったとき。」に改め、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「者又は」を「とき、又は」に、「行った者」を「行ったとき。」に改める。

第九十二条中「行為をした」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第七章を第六章とする。

別表の六の項中「から第二十一条まで」を「及び第二十一条」に改め、同表の十二の項中「地域振興事業」を「削除」に改める。

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第三条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「福島復興再生基本方針(第五条・第六条)」を「福島復興再生計画等(第五条―第七条の二)」に、「避難解除等区域の復興及び

再生のための特別の措置」を「避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置等」に、

「第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれ
第一款 避難解除等区域復興再生計画（第七
第二款 土地改良法等の特例等（第八条―第
第一節の二 特定復興再生拠点区域復興再生計

に基づく措置
（条）

（第十七条）

画及びこれに基づく措置」

を「第一節 福島復興再生計画に基づく土地改良法等の特例等（第八条―第十七条）
第二節 特定復興再生拠点区域復興再生計画及びこれに基づく措置

に、「第一節の三 企業
第二節 住民の帰

立地促進計画及びこれに基づく措置（第十八条―第二十六条）
還の促進を図るための措置

「第三節 農用地利用集積等促進計画及びこれに基づく措置等（第十七条
を 第四節 企業立地促進計画及びこれに基づく措置（第十八条―第二十六
第五節 住民の帰還及び移住等の促進を図るための措置

の十八―第十七条の三十三）
（条）

に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に、「第三十五条」を「第三十五条の三
―

―に、「第三節 避難指示区域」を「第六節 避難指示区域」に、「第四節」を「第七節」に、「第五節 帰還環境整備推進法人」を「第八
節 帰還・移住等環境整備推進法人」に、「産業復興再生計画及びこれに基づく措置」を「福島復興再生計画に基づく商標法等の特例」に、
「東日本大震災復興特別区域法の特例（第七十四条・第七十五条）」を「特定事業活動振興計画及びこれに基づく措置（第七十四条―第七十

「第六章 新たな産業の創

第一節 福島復興再生

第二節 新産業創出等

第三節 新たな産業の

第四節 公益財団法人

五条の五）―に、「第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進（第八十一条―第八十九条）」を

出等に寄与する取組の重点的な推進のための特別の措置

計画に基づく国有施設の使用等の特例（第八十一条―第八十三条）

推進事業促進計画及びこれに基づく措置（第八十四条―第八十五条の八）

創出等に寄与する施策等（第八十六条―第八十九条）

福島イノベーション・コースト構想推進機構への国の職員の派遣等（第八十九条の二―第八十九条の十三）

に改める。

第一条中「策定、」の下に「福島復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣の認定並びに当該認定を受けた福島復興再生計画に基づく」を加え、「のための特別の措置、」を「並びに」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 福島復興再生計画等

第五条第二項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を削り、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 特定復興再生拠点区域（第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域をいう。第七条第二項第三号及び第四項において同じ。）の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第五条第二項第一号の次に次の一号を加える。

二 第七条第一項に規定する福島復興再生計画の同条第十四項の認定に関する基本的な事項

第五条第二項第九号中「第三十二条第一項第二号において」を「以下」に改め、同条第十号中「関し必要な」を「関する基本的な」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 福島復興再生基本方針は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第三条第一項に規定する復興特別区域基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

第三章の章名、同章第一節の節名及び同節第一款の款名を削る。

第七条を次のように改める。

（福島復興再生計画の認定）

第七条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するための計画（以下「福島復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 福島復興再生計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 原子力災害からの福島の復興及び再生の基本的方針に関する事項
- 二 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項
- 三 特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項
- 四 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために実施すべき施策に関する事項
- 五 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進を図るために実施すべき施策に関する事項
- 六 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認めら

れるものをいう。第八十六条において同じ。)の利用、医薬品、医療機器、廃炉等(原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)第一条に規定する廃炉等をいう。第六項及び第八十六条において同じ。)、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために実施すべき施策に関する事項

七 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、福島復興及び再生に関し必要な事項

3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項(第一号から第三号までに掲げる事項にあつては、過去に避難指示の対象となつたことがない区域にわたるもの及び現に避難指示(第四条第四号イに掲げる指示であるものを除く。)の対象となつている区域(同条第五号に規定する近く避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域を除く。))におけるものであつて、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。)を定めることができる。

一 産業の復興及び再生に関する事項

二 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備に関する事項

三 生活環境の整備に関する事項

四 将来的な住民の帰還及び移住等(原子力災害の被災者以外の者の移住及び定住をいう。以下同じ。)を旨とする区域における避難指示の解除後の当該区域の復興及び再生に向けた準備のための取組に関する事項

4 第二項第二号及び第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を定めることができる。

一 農用地利用集積等促進事業(農用地(第十七条の十八第一項に規定する農用地をいう。以下この項並びに第九項第三号及び第四号において同じ。))についての賃借権の設定等(同条第三項に規定する賃借権の設定等をいう。以下この号において同じ。))の促進(これと併せて行う同条第二項第二号から第四号までに掲げる土地についての賃借権の設定等の促進を含む。))による農用地の利用の集積の促進又は農業用施設その他の農林水産業の振興に資する施設であつて政令で定めるもの(以下「福島農林水産業振興施設」という。))の整備に
イ 農用地利用集積等促進事業の実施区域
ロ 賃借権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ハ 設定され、又は移転される賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該権利が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払の方法

ニ 移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。第十七条の十九第二項第一号ホにおいて同じ。))の算定基準及び支払(持分又は株式の付与を含む。同号ホにおいて同じ。))の方法

ホ 福島農林水産業振興施設の整備に関する事項

二 農用地効率的利用促進事業（農用地の権利移動に係る市町村の権限について、市町村長及び当該市町村の農業委員会が合意をすることにより、避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域において、農用地を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農用地等（第十七条の十八第二項に規定する農用地等をいう。）についての権利の取得の促進を図る事業をいう。第十七条の三十三第一項において同じ。）の実施区域

5 第二項第五号に掲げる事項には、次に掲げる事項を定めることができる。

一 産業復興再生事業（次に掲げる事業で、第六十四条から第七十三条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項

イ 商品等需要開拓事業（福島における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用すると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業であつて、福島の地域の魅力の増進に資するものをいう。）

ロ 新品種育成事業（新品種（当該新品種の種苗又は当該種苗を用いることにより得られる収穫物が福島において生産されることが見込まれるものに限る。）の育成をする事業であつて、福島の地域の魅力の増進に資するものをいう。）

ハ 地熱資源開発事業（福島において地熱資源が相当程度存在し、又は存在する可能性がある地域であつて、地熱資源の開発を重点的に推進する必要があると認められるものにおいて、地熱資源の開発を実施する事業をいう。）

ニ 流通機能向上事業（流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。以下この二及び第七十一条第二項において同じ。）を中核として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図る事業又は輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であつて、福島における流通機能の向上に資するものをいう。）

ホ 産業復興再生政令等規制事業（原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制に係るものをいう。第七十二条において同じ。）

ヘ 産業復興再生地方公共団体事務政令等規制事業（原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制（福島の地方公共団体の事務に関するものに限る。）に係るものをいう。第七十三条において同じ。）

二 前号に規定する産業復興再生事業ごとの第六十四条から第七十三条までの規定による特別の措置の内容

三 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷（第七十四条第一項において「特定風評被害」という。）への対処に関し必要な事項

6 第二項第六号に掲げる事項には、原子力災害による被害が著しい区域であつて、廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める

分野に関する国際的な共同研究開発及び先端的な研究開発を行う拠点の整備、当該拠点の周辺の生活環境の整備、国際的な共同研究開発を行う者その他の者の来訪の促進、産業の国際競争力の強化に寄与する人材の育成及び確保、福島の地方公共団体その他の多様な主体相互間の連携の強化その他の取組を推進することにより、産業集積の形成及び活性化を図るべき区域（以下「福島国際研究産業都市区域」という。）を定めることができる。この場合においては、併せて福島国際研究産業都市区域において推進しようとする取組の内容を定めるものとする。

7 前項後段に規定する取組の内容に関する事項には、次に掲げる事項を定めることができる。

一 ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行う事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の内容及び実施主体

ロ その他当該事業の実施に関し必要な事項

二 重点推進事業（次に掲げる事業で、それぞれ第八十二条又は第八十三条の規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項

イ 新産業創出等政令等規制事業（福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制に係るものをいう。第八十二条において同じ。）

ロ 新産業創出等地方公共団体事務政令等規制事業（福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制（福島の地方公共団体の事務に関するものに限る。）に係るものをいう。第八十三条において同じ。）

三 前号に規定する重点推進事業ごとの第八十二条又は第八十三条の規定による特別の措置の内容

8 第五項第一号及び前項第二号の「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第六十四条から第七十一条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第七十二条若しくは第八十二条の規定による政令若しくは復興庁令（告示を含む。）・主務省令（第百二条ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。以下「復興庁令・主務省令」という。）又は第七十三条若しくは第八十三条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし福島県がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

9 福島県知事は、福島復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長（福島復興再生計画に次の各号に掲げる事項を定めようとする場合にあつては、関係市町村長及び当該各号に定める者）の意見を聴かなければならない。

一 第二項第五号に掲げる事項 第五項第一号に規定する実施主体（次号、第六十七条第二項及び第三項並びに第七十条第一項を除き、以下「実施主体」という。）

- 二 第二項第六号に掲げる事項 第七項第一号イ及び第二号に規定する実施主体
- 三 第四項第一号に掲げる事項 同号イの実施区域内にある農用地を管轄する農業委員会及び当該区域をその事業実施地域を含む農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）
- 四 第四項第二号に掲げる事項 同号の実施区域内にある農用地を管轄する農業委員会
- 10 次の各号に掲げる者は、福島県知事に対して、当該各号に定める事項に係る第一項の規定による申請（以下この条、第五章第一節並びに第八十二条及び第八十三条において「申請」という。）をすることができる。
 - 一 産業復興再生事業を実施しようとする者及びその実施に関し密接な関係を有する者 第二項第五号に掲げる事項
 - 二 重点推進事業を実施しようとする者及びその実施に関し密接な関係を有する者 第二項第六号に掲げる事項
- 11 前項の提案を受けた福島県知事は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 12 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。
 - 一 第九項の規定により聴いた関係市町村長及び同項各号に定める者の意見の概要
 - 二 第十項の提案を踏まえた申請をする場合にあつては、当該提案の概要
- 13 福島県知事は、申請に当たつては、当該申請に係る産業復興再生事業又は重点推進事業（第十五項において「産業復興再生事業等」という。）及びこれらに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、当該法律及び法律に基づく命令を所管する関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、福島県知事に対し、速やかに回答しなければならない。
- 14 内閣総理大臣は、申請があつた福島復興再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 福島復興再生基本方針に適合するものであること。
 - 二 当該福島復興再生計画の実施が原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 15 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、福島復興再生計画に定められた避難解除等区域復興再生事項（第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）、「産業復興再生事業等」に関する事項又は重点推進事項（第八十一条に規定する措置、第八十六条から第八十八条までに規定する施策又は第八十八条の二に規定する援助に係る事項をいう。以下この項において同じ。）について、当該避難解除等区域復興再生事項、産業復興再生事業等に関する事項又は重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得

なければならぬ。

16 内閣総理大臣は、第十四項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第三章第一節第二款の款名を削る。

第八条第一項中「避難解除等区域復興再生計画（前条第二項第三号）を「認定福島復興再生計画（第七条第十四項の認定（前条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた福島復興再生計画をいう。以下同じ。）（第七条第三項第一号）に改め、同条第三項及び第六項中「避難解除等区域復興再生計画」を「認定福島復興再生計画」に改め、同条第七項中「（平成二十三年法律第二百二十二号）」を削り、同条の前に次の一条、章名及び節名を加える。

（東日本大震災復興特別区域法の準用）

第七条の二 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十一条まで（同条第七項を除く。）の規定は、福島復興再生計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七条第十四項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「同条第十五項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあり、同法第十一条第一項中「申請をしようとする特定地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は認定地方公共団体（以下この条及び次条において「認定地方公共団体等」という。）」とあり、同条第二項、第三項及び第八項中「認定地方公共団体等」とあり、並びに同条第六項中「当該提案をした認定地方公共団体等」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「認定を受けた」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七条第十四項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七条第九項から第十六項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七条第十四項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七条第五項第一号に規定する産業復興再生事業（第十一条第一項及び第八項において「産業復興再生事業」という。）」、同法第七条第七項第二号に規定する重点推進事業（第十一条第一項及び第八項において「重点推進事業」という。）並びに同法第七条第十五項に規定する避難解除等区域復興再生事項及び重点推進事項に関する取組（次条第二項及び第十条第二項において「産業復興再生事業等」という。）」と、同法第八条第二項及び第十条第二項中「復興推進事業」とあるのは「産業復興再生事業等」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七条第十四項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七条第十六項」と、同法第十一条の見出し及び同条第八項中「復興特別意見書」とあるのは「福島復興再生特別意見書」と、同条第一項中「第八項並びに次条第一項」とあるのは「第八項」と、「復興推進事業」とあるのは「産業復興再生事業及び福島復興再生特別措置法第七条第六項に規定する福島国際研究産業都市区域（第八項において「福島国際研究産業都市区域」という。）における重点推進事業」と、同項及び同条第八項中「申請に係る復興推進計画」とあり、並びに同条第二項中「復興推進計画」とあるのは「福島県」と、同条第四項中「復興特別区域基本方針」と

あるのは「福島復興再生特別措置法第五条第一項に規定する福島復興再生基本方針」と、同条第五項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「同項の福島復興再生基本方針」と、同条第六項中「通知しなければ」とあるのは「通知するとともに、遅滞なく、かつ、適切な方法で、国会に報告しなければ」と、同条第八項中「復興推進事業」とあるのは「産業復興再生事業及び福島国際研究産業都市区域における重点推進事業」と、同条第九項中「復興特別意見書の提出」とあるのは「第六項の規定による内閣総理大臣の報告又は福島復興再生特別意見書の提出」と、「当該復興特別意見書」とあるのは「当該報告又は福島復興再生特別意見書」と読み替えるものとする。

2 福島県知事は、前項の規定により読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第十一条第一項の提案及び同条第八項の意見書の提出をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置等

第一節 福島復興再生計画に基づく土地改良法等の特例等

第九条第一項中「避難解除等区域復興再生計画（第七条第二項第四号）」を「認定福島復興再生計画（第七条第三項第二号）」に改める。

第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項及び第十六条第一項中「避難解除等区域復興再生計画」を「認定福島復興再生計画」に改める。

第十七条第一項中「避難解除等区域復興再生計画（第七条第二項第五号）」を「認定福島復興再生計画（第七条第三項第三号）」に改める。

第三章第五節の節名中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改める。

第四十八条の十四の見出しを「（帰還・移住等環境整備推進法人の指定）」に改め、同条第一項中「帰還環境整備の」を「帰還・移住等環境整備の」に、「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改める。

第四十八条の十五第一号中「帰還環境整備」を「帰還・移住等環境整備」に改め、同条第二号イ中「避難解除等区域復興再生計画に第七條第二項第三号から第五号まで」を「認定福島復興再生計画に第七條第三項第一号から第三号まで」に改め、同号ハ中「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改め、同条第五号から第七号までの規定中「帰還環境整備」を「帰還・移住等環境整備」に改める。

第三章第五節を同章第八節とする。

第四十八条の二第二項及び第四十八条の三第七項中「以下」を「以下この節において」に改める。

第四十八条の五第三項中「準則」の下に「。第八十九条の五第三項において同じ。」を加える。

第四十八条の六第一項中「この条において」を削り、「この項」の下に「及び第八十九条の六第一項」を、「退職をいう」の下に「。第八十九条の六第一項において同じ」を加える。

第四十八条の八の見出し中「国家公務員共済組合法」を「国共済法」に改め、同条中「この法律」を「この節」に、「国家公務員共済組合法」を「国共済法」に改める。

第四十八条の十第三項中「含む」の下に「。第八十九条の十第三項において同じ」を加える。

第四十八条の十二中「この法律」を「この節」に改める。

第三章第四節を同章第七節とする。

第四十一条中「若しくは復興交付金」を削る。

第四十五条第一項中「共同して」の下に「認定福島復興再生計画に即して」を加え、同条第二項第三号口中「(昭和三十三年法律第八十一号)」を削る。

第四十八条を次のように改める。

(地方公共団体への援助等の規定等の準用)

第四十八条 第三十五条から第三十五条の三までの規定は、生活拠点形成交付金について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「避難指示・解除区域市町村等」とあるのは「第四十六条第一項に規定する福島県等(以下「福島県等」という。)」と、同条第二項及び第三十五条の三中「避難指示・解除区域市町村等」とあるのは「福島県等」と、第三十五条の二中「」は、帰還・移住等環境整備事業計画「とあるのは」は、第四十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画(以下「生活拠点形成事業計画」という。)」と、「確定は、帰還・移住等環境整備事業計画」とあるのは「確定は、生活拠点形成事業計画」と、第三十五条の三第一項中「帰還・移住等環境整備事業計画」とあるのは「生活拠点形成事業計画」と、「帰還・移住等環境整備交付金事業等」とあるのは「第四十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等」と読み替えるものとする。

第三章第三節を同章第六節とする。

第三章第二節の節名中「帰還」の下に「及び移住等」を加える。

第二十九条第一項中「帰還環境整備交付金(次項において「帰還環境整備交付金」という。)」若しくは東日本大震災復興特別区域法第七十条第三項に規定する復興交付金(以下「復興交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金(次項において「帰還・移住等環境整備交付金」に改め、同条第二項中「帰還環境整備交付金若しくは復興交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金」に改める。

第三十二条第一項及び第三項第一号中「再建」の下に「並びに移住等」を加え、同項第二号中「避難解除等区域復興再生計画(」を「認定福島復興再生計画(第七条第二項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。)」(」に、「避難解除等区域復興再生計画」を「認定福島復興再生計画(同号及び同項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改める。

第三章第二節第三款の款名中「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改める。

第三十三条の見出しを「(帰還・移住等環境整備事業計画の作成等)」に改め、同条第一項中「次項第二号へ」を「次項第二号ト」に、「住民の帰還」を「認定福島復興再生計画に即して(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して)、住民の帰還及び移住等(特定市町村の区域における事業にあつては、住民の帰還)」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改め、同条第二項中「帰還環境整備事業計画」は

」を「帰還・移住等環境整備事業計画には」に改め、同項第一号中「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改め、同項第二号中「の帰還」の下に「及び移住等」を加え、「長が単独で、又は、特定市町村の長と福島県知事が共同して作成する帰還環境整備事業計画にあつては、へ」を「区域における事業にあつては、ト」に改め、同号中トをリとし、へをトとし、トの次に次のように加える。

チ 避難指示・解除区域において来訪及び滞在並びに地域間交流の促進を図るために行う事業、避難指示・解除区域へ移住しようとする者の就業を促進するための事業その他移住等の促進に資するための事業として復興庁令で定めるもの

第三十三条第二項第二号ホの次に次のように加える。

へ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設の整備に関する事業

第三十三条第二項第五号中「の帰還」の下に「及び移住等」を加え、「帰還環境整備」を「帰還・移住等環境整備」に改める。

第三十三条の二の見出しを「（帰還・移住等環境整備推進法人による帰還・移住等環境整備事業計画の作成等の提案）」に改め、同条第一項中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改め、同条第二項中「帰還環境整備事業計画提案」を「帰還・移住等環境整備事業計画提案」に、「帰還環境整備事業計画の素案の内容は、福島復興再生基本方針」を「帰還・移住等環境整備事業計画の素案の内容は、認定福島復興再生計画（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画）が定められているときは、認定福島復興再生計画及び認定特定復興再生拠点区域復興再生計画）」に改める。

第三十三条の三の見出し中「帰還環境整備事業計画提案」を「帰還・移住等環境整備事業計画提案」に改め、同条中「帰還環境整備事業計画提案」を「帰還・移住等環境整備事業計画提案」に、「帰還環境整備事業計画（）」を「帰還・移住等環境整備事業計画（）」に、「帰還環境整備事業計画の」を「帰還・移住等環境整備事業計画の」に、「帰還環境整備事業計画を」を「帰還・移住等環境整備事業計画を」に改める。

第三十三条の四の見出しを「（帰還・移住等環境整備事業計画提案を踏まえた帰還・移住等環境整備事業計画の作成等をしていない場合にとるべき措置）」に改め、同条中「帰還環境整備事業計画提案」を「帰還・移住等環境整備事業計画提案」に、「帰還環境整備事業計画の」を「帰還・移住等環境整備事業計画の」に、「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改める。

第三十四条の見出しを「（帰還・移住等環境整備交付金の交付等）」に改め、同条第一項中「次項において」を「以下」に、「同項の」を「次項の」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改め、「（同項）の下に」及び第三十五条の三第一項を加え、「帰還環境整備交付金事業等」を「帰還・移住等環境整備交付金事業等」に改め、同条第二項中「帰還環境整備事業計画に係る帰還環境整備交付金事業等」を「帰還・移住等環境整備事業計画に係る帰還・移住等環境整備交付金事業等」に改め、同条第三項中「次項及び次条において「帰還環境整備交付金」を「以下「帰還・移住等環境整備交付金」に改め、同条第四項中「帰還環境整備交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金」に改める。

第三十五条を次のように改める。

(地方公共団体への援助等)

第三十五条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、避難指示・解除区域市町村等に対し、帰還・移住等環境整備交付金を充てて行う事業又は事務の円滑かつ迅速な実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2 関係行政機関の長は、帰還・移住等環境整備交付金を充てて行う事業又は事務の実施に関し、避難指示・解除区域市町村等から法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該事業又は事務が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

第三章第二節第三款中第三十五条の次に次の二条を加える。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例)

第三十五条の二 帰還・移住等環境整備交付金に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十四条の規定による実績報告(事業又は事務の廃止に係るものを除く。)は、帰還・移住等環境整備事業計画に掲げる事業又は事務(ご)とを行うことを要しないものとし、同法第十五条の規定による交付すべき額の確定は、帰還・移住等環境整備事業計画に掲げる事業又は事務に係る交付金として交付すべき額の総額を確定することをもって足りるものとする。

(計画の実績に関する評価)

第三十五条の三 帰還・移住等環境整備交付金の交付を受けた避難指示・解除区域市町村等は、復興庁令で定めるところにより、帰還・移住等環境整備事業計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、帰還・移住等環境整備事業計画に掲げる目標の達成状況及び帰還・移住等環境整備交付金事業等の実施状況に関する調査及び分析を行い、帰還・移住等環境整備事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

2 避難指示・解除区域市町村等は、前項の評価を行ったときは、復興庁令で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

第三十七条中「労働者」の下に「その他の復興庁令で定める労働者」を加える。

第三章第二節を同章第五節とする。

第十八条第一項中「避難解除等区域復興再生計画に即して」を「認定福島復興再生計画(第七条第二項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。)に即して」に、「避難解除等区域復興再生計画に即する」を「認定福島復興再生計画(同号及び同項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。)に即する」に改め、同条第六項中「が避難解除等区域復興再生計画(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、避難解除等区域復興再生計画又は認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)に適合していない」を「について、必要がある」に、「これを変更すべきことを求める」を「必要な助言又は勧告をする」に改める。

第十九条第二項中「、相当の期間を定めて」を削り、「措置をとるべきことを要請する」を「助言又は勧告をする」に改め、同条第三項を削る。

第二十条第三項第二号中「帰還」の下に「及び移住等」を加え、同条第四項中「者(以下)」の下に「この節において」を加える。

第二十四条中「労働者」の下に「その他の復興庁令で定める労働者」を加える。

第三章第一節の三を同章第四節とする。

第十七条の十七の次に次の一節を加える。

第三節 農用地利用集積等促進計画及びこれに基づく措置等

(定義)

第十七条の十八 この節において「農用地」とは、農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）及び採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。

2 この節において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

一 農用地

二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

三 農業用施設の用に供される土地（第一号に掲げる土地を除く。）

四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地

3 この節において「賃借権の設定等」とは、農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転又は所有権の移転をいう。

（農用地利用集積等促進計画の作成）

第十七条の十九 福島県知事は、認定福島復興再生計画（第七条第四項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。以下この項及び第三項第一号において同じ。）に即して（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して）、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用集積等促進計画を定めることができる。

2 農用地利用集積等促進計画には、当該計画に従って行われる次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を定めるものとする。

一 賃借権の設定等 次に掲げる事項

イ 賃借権の設定等を受ける者（第十七条の三十一において読み替えて準用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条の二第一項前段に規定する場合及び農地中間管理機構が所有権を有する農用地等について賃借権の設定等を行う場合を除き、農地中間管理機構に限る。）の氏名又は名称及び住所

ロ イに規定する者が賃借権の設定等（その者が賃借権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事

すると認められない者（農地所有適格法人（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。次項第二号において同じ。）
、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。へにおいて同じ。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ハ イに規定する者にロに規定する土地について賃借権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

ニ イに規定する者が設定又は移転を受ける権利が賃借権又は使用貸借による権利のいずれであるかの別、当該権利の内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合における借賃並びにその支払の相手方及び方法

ホ イに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価並びにその支払の相手方及び方法

ヘ イに規定する者が賃借権の設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借又は使用貸借の解除をする旨の条件

ト その他農林水産省令で定める事項

二 福島農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地である場合において、当該福島農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにする行為 次に掲げる事項

イ 福島農林水産業振興施設を設置する者の氏名又は名称及び住所

ロ 福島農林水産業振興施設の種類及び規模

ハ 福島農林水産業振興施設の用に供する土地の所在及び面積

ニ その他農林水産省令で定める事項

三 福島農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地である場合において、当該福島農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにするため又は採草放牧地である当該土地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。以下同じ。）にするため、当該土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する行為（第一号に掲げる行為を除く。） 次に掲げる事項

イ 福島農林水産業振興施設を設置する者の氏名又は名称及び住所

ロ 福島農林水産業振興施設の種類及び規模

ハ 福島農林水産業振興施設の用に供する土地の所在及び面積

ニ その他農林水産省令で定める事項

3

農用地利用集積等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 農用地利用集積等促進計画の内容が認定福島復興再生計画（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画及び認定特定復興再生拠点区域復興再生計画）に適合するものであること。

二 前項第一号イに規定する者が、賃借権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件（農地所有適格法人及び同号へに規定する者については、イに掲げる要件）の全てを備えることとなること。ただし、農地中間管理機構が農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。）又は農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第一号に掲げる事業の実施によって賃借権の設定等を受ける場合、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権の設定又は移転を受けるとき、農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者に限る。）が当該農地所有適格法人に前項第一号ロに規定する土地について賃借権の設定等を行うため賃借権の設定等を受ける場合その他政令で定める場合にあつては、この限りでない。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

三 前項第一号イに規定する者が同号へに規定する者である場合にあつては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ロ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員等（農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

四 前項第一号ロに規定する土地ごとに、同号イに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について賃借権又は使用貸借による権利（その存続期間が二十年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

五 第十七条の三十一において読み替えて準用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条の二第一項前段に規定する場合にあつては、次に掲げる要件に該当すること。

イ 農用地利用集積等促進計画の内容が、農地中間管理事業の推進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針及び同法第八条第一項に規定する農地中間管理事業規程に適合するものであること。

ロ 前項第一号イに規定する者が、農地中間管理機構又は農地中間管理事業の推進に関する法律第十七条第二項の規定により公表されている者であること。

六 前項第二号イに規定する者が農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第六項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

七 前項第二号イに規定する者が農地法第四条第六項第一号イ又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合にあっては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供することにより農用地利用集積等促進事業（福島農林水産業振興施設の整備に係るものに限る。第九号において同じ。）の目的を達成することができるものと認められないこと。

八 前項第一号イ又は第三号イに規定する者が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

九 前項第一号イ又は第三号イに規定する者が、農地法第五条第二項第一号イ若しくはロに掲げる農地を農地以外のものにするため又は同号イ若しくはロに掲げる採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより農用地利用集積等促進事業の目的を達成することができると認められないこと。

十 福島農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。次項第二号及び第十七条の二十五第一項において同じ。）内の土地である場合にあっては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

4 福島県知事は、農用地利用集積等促進計画を定めようとする場合において、当該農用地利用集積等促進計画に定められた第二項第一号ロ、第二号ハ又は第三号ハに規定する土地における福島農林水産業振興施設の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該農用地利用集積等促進計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。

一 農地を農地以外のものにし、又は農地を農地以外のものにするため若しくは採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為（農地法第四条第一項に規定する指定市町村の区域内の土地に係るものに限る。） 当該指定市町村の長

二 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する開発行為に該当する行為（同項に規定する指定市町村の区域内の土地であって、農用地区域内の土地に係るものに限る。） 当該指定市町村の長

（農用地利用集積等促進計画の公告）

第十七条の二十 福島県知事は、農用地利用集積等促進計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、関係市町村及び関係農業委員会に通知するとともに、公告しなければならない。

(公告の効果)

第十七条の二十一 前条の規定による公告があったときは、その公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転する。

(計画案の提出等の協力)

第十七条の二十二 福島県知事は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 福島県知事は、前項の場合において必要があると認めるときは、市町村に対し、その区域に存する農用地等について、第十七条の十九第一項及び第二項の規定の例により、同条第三項各号のいずれにも該当する農用地利用集積等促進計画の案を作成し、福島県知事に提出するよう求めることができる。

3 市町村は、前二項の規定による協力をを行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。
(登記の特例)

第十七条の二十三 第十七条の二十の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の特例を定めることができる。

(農地法の特例)

第十七条の二十四 第十七条の二十の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって賃借権の設定等が行われる場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

2 第十七条の二十の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された賃借権又は使用貸借に係る権利に係る賃貸借又は使用貸借については、農地法第十七条本文の規定は適用せず、同法第十八条第一項第六号中「同法第二十条又は第二十一条第二項」とあるのは、「同法第二十条又は第二十一条第二項(福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第十七条の三十において読み替えて適用する場合を含む。)」と読み替えて、同条の規定を適用する。

3 第十七条の二十の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に従って福島農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項本文の規定は、適用しない。

4 第十七条の二十の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に従って福島農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項本文の規定は、適用しない。

(農業振興地域の整備に関する法律の特例)

第十七条の二十五 第十七条の二十の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に記載された福島農林水産業振興施設の用に供する

土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の規定は、適用しない。

2 第十七条の二十の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に従って福島農林水産業振興施設の用に供するために行う行為については、農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の規定は、適用しない。

(不確知共有者の探索)

第十七条の二十六 福島県知事は、農用地利用集積等促進計画（存続期間が二十年を超えない賃借権又は使用貸借による権利の設定を農地中間管理機構が受けることを内容とするものに限る。次条及び第十七条の二十八において同じ。）を定める場合において、第十七条の十九第二項第一号に規定する土地のうちに、同条第三項第四号ただし書に規定する土地であつてその二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないもの（以下「共有者不明土地」という。）があるときは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、当該共有者不明土地について共有持分を有する者であつて確知することができないもの（以下「不確知共有者」という。）の探索を行うものとする。

(共有者不明土地に係る公示)

第十七条の二十七 福島県知事は、前条の規定による探索を行つてもなお共有者不明土地について二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないときは、当該共有者不明土地について共有持分を有する者であつて知れているものの全ての同意を得て、定めようとする農用地利用集積等促進計画及び次に掲げる事項を公示するものとする。

一 共有者不明土地の所在、地番、地目及び面積

二 共有者不明土地について二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができない旨

三 共有者不明土地について、農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける旨

四 前号に規定する権利の種類、内容、始期、存続期間並びに当該権利が賃借権である場合にあつては、借賃並びにその支払の相手方及び方法

五 不確知共有者は、公示の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて福島県知事に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は前二号に掲げる事項について異議を述べることができる旨

六 不確知共有者が前号に規定する期間内に異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなす旨

(不確知共有者のみなし同意)

第十七条の二十八 不確知共有者が前条第五号に規定する期間内に異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積等促進

計画について同意をしたものとみなす。

(情報提供等)

第十七条の二十九 農林水産大臣は、共有者不明土地に関する情報の周知を図るため、福島県その他の関係機関と連携し、第十七条の二十七の規定による公示に係る共有者不明土地に関する情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(農地中間管理事業の推進に関する法律の適用)

第十七条の三十 福島県知事が農用地利用集積等促進事業を行う場合における農地中間管理機構についての農地中間管理事業の推進に関する法律第二十条及び第二十一条の規定の適用については、同法第二十条中「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積計画若しくは福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第十七条の二十の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画」と、同法第二十一条第一項中「限る。」とあるのは「限る。」若しくは福島復興再生特別措置法第十七条の二十の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画(同法第十七条の三十一の規定により読み替えて準用する第十九条の二第一項前段に規定するものに限る。)」と、同条第二項中「前項に規定する者」とあるのは「前項(福島復興再生特別措置法第十七条の三十の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する者」とする。

(農地中間管理事業の推進に関する法律の準用)

第十七条の三十一 農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条の二第一項前段及び第二項の規定は、農用地利用集積等促進計画について準用する。この場合において、同条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十八条第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の十九第一項」と、同条第二項中「前項の規定による協議」とあるのは「前項の規定による賃借権の設定等を行うことについての福島復興再生特別措置法第十七条の十九第三項第四号の同意」と、「第十九条の二第一項の規定による協議」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の三十一の規定により読み替えて準用する第十九条の二第一項の規定による賃借権の設定等を行うことについての同法第十七条の十九第三項第四号の同意」と読み替えるものとする。

(農地法の準用)

第十七条の三十二 農地法第六条の二の規定は、第十七条の二十の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた第十七条の十九第二項第一号へに規定する者について準用する。この場合において、同法第六条の二第二項第二号中「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項第四号」とあるのは、「福島復興再生特別措置法第十七条の十九第三項第三号」と読み替えるものとする。

(農用地効率的利用促進事業)

第十七条の三十三 福島県知事が、第七条第四項第二号に規定する農用地効率的利用促進事業の実施区域を定めた福島復興再生計画について

、内閣総理大臣の認定（同条第十四項の認定をいい、第七条の二第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、市町村長と当該市町村の農業委員会との間で、実施区域内にある農用地であつて当該農業委員会が管轄するものについての次に掲げる事務（これらの事務に密接な関連のある事務であつて、農地法及び農業経営基盤強化促進法その他の法令の規定により農業委員会が行うこととされているもののうち、政令で定めるものを含む。）の全部又は一部（以下この条において「特例分担事務」という。）を当該市町村長が行うことにつき、その適正な実施に支障がなく、かつ、農用地を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農用地等についての権利の取得の促進に資すると認めて、合意がされた場合には、当該市町村長は、農地法及び農業経営基盤強化促進法その他の法令の規定にかかわらず、当該区域において特例分担事務を行うものとする。

一 農地法第三条第一項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る農業委員会の事務（同条又は同法第三条の二の規定により農業委員会が行うこととされている事務に限る。）

二 農業経営基盤強化促進法第十八条第一項に掲げる農用地利用集積計画に係る農業委員会の事務（同項又は同法第二十条の二第二項若しくは第五項の規定により農業委員会が行うこととされている事務に限る。）

2 市町村長は、前項の規定による合意をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。当該合意の内容を変更し、又は解除したときも、同様とする。

3 第一項の規定により特例分担事務を行う市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、同項の規定による合意の当事者である農業委員会に対し、特例分担事務の処理状況を報告するものとする。

4 第一項の規定により市町村長が特例分担事務を行う場合における農地法第五十条及び第五十八条第一項の規定の適用については、同法第五十条中「農業委員会」とあるのは、「福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の三十三第一項の規定により同項に規定する特例分担事務を行う市町村長」と、同項中「処理に関し、農業委員会」とあるのは「うち福島復興再生特別措置法第十七条の三十三第一項の規定により市町村長が行うものの処理に関し、市町村長」とする。

第十七条の二第一項中「福島復興再生基本方針」の下に「及び認定福島復興再生計画（第七条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。第六項第一号及び第十七条の四第二項において同じ。）を、」の「帰還」の下に「及び移住等」を加え、同項第二号中「再建」の下に「並びに移住等」を加え、同条第六項第一号中「福島復興再生基本方針」の下に「及び認定福島復興再生計画」を加える。

第十七条の四の見出し中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改め、同条第一項中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に、「第二節第三款」を「第五節第三款」に改め、同条第二項中「福島復興再生基本方針」の下に「及び認定福島復興再生計画」を加える。

第十七条の六中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改める。

第三章第一節の二を同章第二節とする。

第四十九条中「福島復興再生基本方針」の下に「及び認定福島復興再生計画（第七条第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。）」を加える。

第五十条中「原子力規制委員会規則」を「環境省令」に改める。

第五十三条中「加工品」の下に「（第七十六条及び第七十六条の二において「福島の農林水産物等」という。）」を加える。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（避難指示・解除区域市町村における情報通信機器の活用等による必要な医療の確保）

第五十九条の二 国及び福島県は、避難指示・解除区域市町村の区域において、情報通信機器の活用その他の方法により、必要な医療（薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を含む。）の確保が適切に図られるよう、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の十第一項に規定する病院等の管理者、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第一条の四に規定する薬局開設者その他の関係者に対し必要な情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

第五章第一節の節名を次のように改める。

第一節 福島復興再生計画に基づく商標法等の特例

第六十一条から第六十三条までを次のように改める。

削除

第六十四条第一項中「第六十一条第二項第三号イ」を「第七条第五項第一号イ」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改め、「（第六十一条第九項の認定をいい、第六十二条第一項において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この節において同じ。）」を削り、同条第二項及び第三項中「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改め、同条第七項中「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に、「第六十一条第二項第三号」を「第七条第五項第一号」に改める。

第六十五条第一項中「第六十一条第二項第三号ロ」を「第七条第五項第一号ロ」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改め、同条第二項及び第三項中「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改め、同条第四項中「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に、「第六十一条第二項第三号」を「第七条第五項第一号」に改め、同条第五項中「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改める。

第六十六条中「第六十一条第二項第三号ハ」を「第七条第五項第一号ハ」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改める。

第六十七条第一項中「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改める。

第七十一条第一項中「第六十一条第二項第三号ニ」を「第七条第五項第一号ニ」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改め、同条第二項中「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に、「第六十一条第二項第三号」を「第七条第五項第一号」に改め、同条第三項中「第六十一条第四項」を「第七条第九項」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改め、同条第四項中「第六十一条第十項

「を」第七條第十五項」に、「第六十二條第一項」を「第七條の二第一項」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改め、同条第五項中「第六十一條第十項」を「第七條第十五項」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に改め、同条第六項中「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に、「第六十一條第十項」を「第七條第十五項」に改める。

第七十二條中「第六十一條第二項第三号に規定する」を削り、「、同号亦に規定する政令等規制事業を定めた産業復興再生計画」を「産業復興再生政令等規制事業を定めた福島復興再生計画」に、「当該政令等規制事業」を「当該産業復興再生政令等規制事業」に、「同条第三項」を「第七條第八項」に改める。

第七十三條中「第六十一條第二項第三号に規定する」を削り、「、同号へに規定する地方公共団体事務政令等規制事業を定めた産業復興再生計画」を「産業復興再生地方公共団体事務政令等規制事業を定めた福島復興再生計画」に、「当該地方公共団体事務政令等規制事業」を「当該産業復興再生地方公共団体事務政令等規制事業」に、「同条第三項」を「第七條第八項」に改める。

第五章第二節の節名を次のように改める。

第二節 特定事業活動振興計画及びこれに基づく措置

第七十四條及び第七十五條を次のように改める。

(特定事業活動振興計画の作成等)

第七十四條 福島県知事は、認定福島復興再生計画（第七條第五項第三号に掲げる事項に係る部分に限る）

。以下この項において同じ。）に即して（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して）、復興庁令で定めるところにより、福島において特定事業活動（個人事業者又は法人であつて復興庁令で定める事業分野に属するものが、特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動をいう。以下同じ。）の振興を図るための計画（以下この条及び次条第一項において「特定事業活動振興計画」という。）を作成することができる。

2 特定事業活動振興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 特定事業活動振興計画の目標及び期間

二 特定事業活動の振興を図るため実施しようとする措置の内容

三 前二号に掲げるもののほか、特定事業活動振興計画の実施に関し必要な事項

3 福島県知事は、特定事業活動振興計画を作成したときは、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により特定事業活動振興計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定により提出された特定事業活動振興計画について、必要があると認めるときは、福島県知事に対し、必要

な助言又は勧告をすることができる。

6 前三項の規定は、特定事業活動振興計画の変更について準用する。

(特定事業活動振興計画の実施状況の報告等)

第七十五条 福島県知事は、前条第三項の規定により提出した特定事業活動振興計画（その変更について同条第六項において準用する同条第三項の規定による提出があったときは、その変更後のもの。以下「提出特定事業活動振興計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

2 内閣総理大臣は、前条第二項第二号の措置が実施されていないと認めるときは、福島県知事に対し、その改善のために必要な助言又は勧告をすることができる。

第五章第二節中第七十五条の次に次の見出し及び四条を加える。

(課税の特例)

第七十五条の二 提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動を実施する個人事業者又は法人（当該特定事業活動を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められることその他の復興庁令で定める要件に該当するものとして福島県知事が指定するものに限る。

以下「指定事業者」という。）であつて、当該特定事業活動の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例があるものとする。

第七十五条の三 指定事業者が、次に掲げる者を、福島に所在する事業所において雇用している場合には、当該指定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例があるものとする。

一 平成二十三年三月十一日において福島に所在する事業者に雇用されていた者

二 平成二十三年三月十一日において福島に居住していた者

(特定事業活動の実施状況の報告等)

第七十五条の四 指定事業者は、復興庁令で定めるところにより、その指定に係る特定事業活動の実施の状況を福島県知事に報告しなければならない。

2 福島県知事は、指定事業者が第七十五条の二の復興庁令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

3 福島県知事は、第七十五条の二の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

4 指定事業者の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、復興庁令で定める。

(指定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第七十五条の五 第二十六条の規定は、地方税法第六条の規定により、福島県又は福島市の市町村が、提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した指定事業者について、当該特定事業活動に対する事業税、当該特定事業活動の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定事業活動の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

第七十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(農林水産業の復興及び再生のための施策)」を付し、同条中「農林水産物の消費」を「福島県の農林水産物等の消費」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十六条の二 国は、諸外国における福島県の農林水産物等の輸入に関する規制の撤廃又は緩和を推進するため、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)との交渉その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する福島県の農林水産物等の輸出の不振に対処するため、海外における福島県の農林水産物等の安全性に関する理解の増進並びにその販売を促進するための紹介及び宣伝に必要な措置を講ずるものとする。

第八十条中「減少」を「低迷」に改める。

第六章の章名中「推進」の下に「のための特別な措置」を加える。

第八十一条から第八十四条までを削る。

第八十五条中「認定重点推進計画(第八十一条第三項に規定する事項)」を「認定福島復興再生計画(第七条第七項第一号に規定する事業)」に、「同項」を「同号」に改め、第六章中同条を第八十一条とし、同条の前に次の節名を付する。

第一節 福島復興再生計画に基づく国有施設の使用等の特例

第八十六条中「認定重点推進計画」を「認定福島復興再生計画(第七条第二項第六号に掲げる事項に係る部分に限る。次条において同じ。)」に改め、同条の前に次の二条、一節及び節名を加える。

(政令等で規定された規制の特例措置)

第八十二条 福島県知事が、重点推進事業として新産業創出等政令等規制事業を定めた福島復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該新産業創出等政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、第七条第八項に規定する規制の特例措置を適用する。

(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

第八十三条 福島県知事が、重点推進事業として新産業創出等地方公共団体事務政令等規制事業を定めた福島復興再生計画について、内閣総

理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該新産業創出等地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、第七条第八項に規定する規制の特例措置を適用する。

第二節 新産業創出等推進事業促進計画及びこれに基づく措置

(新産業創出等推進事業促進計画の作成等)

第八十四条 福島県知事は、認定福島復興再生計画（第七条第六項後段に規定する取組の内容に関する事項に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に即して（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して）、復興庁令で定めるところにより、新産業創出等推進事業（新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であつて福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定めるものをいう。以下同じ。）の実施を促進するための計画（以下この条及び次条第一項において「新産業創出等推進事業促進計画」という。）を作成することができる。

2 新産業創出等推進事業促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 新産業創出等推進事業促進計画の目標及び期間

二 福島国際研究産業都市区域内の区域であつて、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域（以下「新産業創出等推進事業促進区域」という。）

三 新産業創出等推進事業の実施を促進するため新産業創出等推進事業促進区域において実施しようとする措置の内容

四 前三号に掲げるもののほか、新産業創出等推進事業促進計画の実施に関し必要な事項

3 福島県知事は、新産業創出等推進事業促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 福島県知事は、新産業創出等推進事業促進計画を作成したときは、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により新産業創出等推進事業促進計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第四項の規定により提出された新産業創出等推進事業促進計画について、必要があると認めるときは、福島県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第三項から前項までの規定は、新産業創出等推進事業促進計画の変更について準用する。

(新産業創出等推進事業促進計画の実施状況の報告等)

第八十五条 福島県知事は、前条第四項の規定により提出した新産業創出等推進事業促進計画（その変更について同条第七項において準用す

る同条第四項の規定による提出があつたときは、その変更後のもの。以下「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

2 内閣総理大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、福島県知事に対し、その改善のために必要な助言又は勧告をすることができる。

（新産業創出等推進事業実施計画の認定等）

第八十五条の二 提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において新産業創出等推進事業を実施する個人事業者又は法人は、復興庁令で定めるところにより、新産業創出等推進事業の実施に関する計画（以下この条において「新産業創出等推進事業実施計画」という。）を作成し、当該新産業創出等推進事業実施計画が適当である旨の福島県知事の認定を申請することができる。

2 新産業創出等推進事業実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新産業創出等推進事業実施計画の目標

二 新産業創出等推進事業実施計画の内容及び実施期間

三 新産業創出等推進事業実施計画の実施体制

四 新産業創出等推進事業実施計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 福島県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その新産業創出等推進事業実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 提出新産業創出等推進事業促進計画に適合するものであること。

二 新産業創出等推進事業の実施が、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 前項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る新産業創出等推進事業実施計画の変更をしようとするときは、復興庁令で定めるところにより、福島県知事の認定を受けなければならない。

5 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

6 福島県知事は、認定事業者が第三項の認定を受けた新産業創出等推進事業実施計画（第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定新産業創出等推進事業実施計画」という。）に従つて新産業創出等推進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第八十五条の三 福島県知事は、認定事業者に対し、認定新産業創出等推進事業実施計画に係る新産業創出等推進事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第八十五条の四 福島県知事は、認定事業者に対し、認定新産業創出等推進事業実施計画の実施状況について報告を求めることができる。
(認定事業者に対する課税の特例)

第八十五条の五 提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において認定新産業創出等推進事業実施計画に従って新産業創出等推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第八十五条の六 認定新産業創出等推進事業実施計画に従って新産業創出等推進事業を実施する認定事業者であつて当該新産業創出等推進事業に関連する開発研究を行うものが、提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において、当該開発研究の用に供する減価償却資産を新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第八十五条の七 認定事業者が、認定新産業創出等推進事業実施計画に従って、原子力災害の被災者である労働者その他の復興庁令で定める労働者を、提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内に所在する事業所において雇用している場合には、当該認定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第八十五条の八 第二十六条の規定は、地方税法第六条の規定により、福島県又は福島市の市町村が、提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において認定新産業創出等推進事業実施計画に従って新産業創出等推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者について、当該新産業創出等推進事業に対する事業税、当該新産業創出等推進事業の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該新産業創出等推進事業の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

第三節 新たな産業の創出等に寄与する施策等

第八十七条中「認定重点推進計画」を「認定福島復興再生計画」に改める。

第八十八条中「第八十一条第二項第四号ロ」を「第七条第六項後段」に改め、「事業者」の下に「金融機関」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(自動車の自動運転等の有効性の実証を行う事業に対する援助)

第八十八条の二 国、福島県及び市町村(福島国際研究産業都市区域を含む市町村に限る。)は、福島国際研究産業都市区域内において、自動車の自動運転、無人航空機(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。)の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であつて技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動を集中的に推進するため、福島国際研究産業都市区域内において当該事業活動を行う者に対する道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)、航空法、電波法(昭和二十五年法律第三十一号)その他の法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

第八十九条中「第八十三条」を「第八十一条から第八十三条まで及び第八十六条」に改め、「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削り、第六章中同条の次に次の節名及び十二条を加える。

第四節 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への国の職員の派遣等

(公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構による派遣の要請)

第八十九条の二 福島国際研究産業都市区域における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組を重点的に推進することを目的とする公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構(平成二十九年七月二十五日に一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構という名称で設立された法人をいう。以下この節において「機構」という。)は、当該取組の推進に関する業務のうち、産業集積の形成及び活性化に資する事業の創出の促進、国、地方公共団体、研究機関、事業者、金融機関その他の関係者相互間の連絡調整及び連携の促進、産業集積の形成及び活性化を図るための方策の企画及び立案その他国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要のあるもの(以下この節において「特定業務」という。)を円滑かつ効果的に行うため、国の職員を機構の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者に対し、その派遣を要請することができる。

2 前項の規定による要請の手続は、人事院規則で定める。

(国の職員の派遣)

第八十九条の三 任命権者は、前条第一項の規定による要請があつた場合において、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進その他の国の責務を踏まえ、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、国の事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、これに応じ、国の職員の同意を得て、機構との間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら機構における特定業務を行うものとして当該国の職員を機構に派遣することができる。

2 任命権者は、前項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該国の職員に同項の取決めの内容及び当該派遣の期間中における給与の支給に関する事項を明示しなければならない。

3 第一項の取決めににおいては、機構における勤務時間、特定業務に係る報酬等(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称

であるかを問わず、特定業務の対償として受ける全てのものをいう。

。第八十九条の五第一項及び第二項において同じ。）その他の勤務条件及び特定業務の内容、派遣の期間、職務への復帰に関する事項その他第一項の規定による派遣の実施に当たって合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項を定めるものとする。

4 任命権者は、第一項の取決めの内容を変更しようとするときは、当該国の職員の同意を得なければならない。この場合においては、第二項の規定を準用する。

5 第一項の規定による派遣の期間は、三年を超えないことができる。ただし、機構からその期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、特に必要があると認めるときは、任命権者は、当該国の職員の同意を得て、当該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

6 第一項の規定により機構において特定業務を行う国の職員は、その派遣の期間中、その同意に係る同項の取決めに定められた内容に従って、機構において特定業務を行うものとする。

7 第一項の規定により派遣された国の職員（以下この節において「派遣職員」という。）は、その派遣の期間中、国の職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

8 第一項の規定による国の職員の特定業務への従事については、国家公務員法第四百四条の規定は、適用しない。
（職務への復帰）

第八十九条の四 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

2 任命権者は、派遣職員が機構における職員の地位を失った場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その派遣を継続することができなかつたときは、速やかに、当該派遣職員を職務に復帰させなければならない。

（派遣期間中の給与等）

第八十九条の五 任命権者は、機構との間で第八十九条の三第一項の取決めをするに当たっては、同項の規定により派遣される国の職員が機構から受ける特定業務に係る報酬等について、当該国の職員がその派遣前に従事していた職務及び機構において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

2 派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、機構において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣職員には、その派遣の期間中、機構から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

3 前項ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（国共済法の特例）

第八十九条の六 国共済法第三十九条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定は、派遣職員には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員が派遣職員となったときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に退職をしたものとみなし、派遣職員が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となったときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に職員となったものとみなす。

2 派遣職員に関する国共済法の退職等年金給付に関する規定の適用については、機構における特定業務を公務とみなす。

3 派遣職員は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは、「福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第八十九条の二第一項に規定する機構（以下「機構」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「機構の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百一条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「機構及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「及び同条第五項」と、「（同条第五項」とあるのは「（同項」と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「機構及び国」とする。

5 前項の場合において機構及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項及び厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。

（子ども・子育て支援法の特例）

第八十九条の七 派遣職員に関する子ども・子育て支援法の規定の適用については、機構を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。

（国共済法等の適用関係等についての政令への委任）

第八十九条の八 この節に定めるもののほか、派遣職員に関する国共済法、地方公務員等共済組合法、子ども・子育て支援法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

（一般職の職員の給与に関する法律の特例）

第八十九条の九 第八十九条の三第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後における当該国の職員に関する一般職の職員の給与

に関する法律第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用については、機構における特定業務（当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤（当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）を含む。）を公務とみなす。

（国家公務員退職手当法の特例）

第八十九条の十 第八十九条の三第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後に当該国の職員が退職した場合における国家公務員退職手当法の規定の適用については、機構における特定業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、第五条第一項及び第六条の四第一項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条第二項、第五条第二項及び第六条の四第一項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 派遣職員に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、第八十九条の三第一項の規定による派遣の期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

3 前項の規定は、派遣職員が機構から所得税法第三十条第一項に規定する退職手当等の支払を受けた場合には、適用しない。

4 派遣職員がその派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、次条第一項の規定の例により、その額を調整することができる。

（派遣後の職務への復帰に伴う措置）

第八十九条の十一 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（人事院規則への委任）

第八十九条の十二 この節に定めるもののほか、機構において国の職員が特定業務を行うための派遣に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（機構の役員及び職員の地位）

第八十九条の十三 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第九十一条の前の見出し、第九十二条及び第九十三条中「帰還」の下に「及び移住等」を加える。

第九十四条中「の促進及び」を「及び移住等の促進並びに」に改める。

第九十七条の見出し中「復興交付金その他」を「東日本大震災からの復興のための」に改め、同条中「復興交付金その他」を削る。

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)

第四条 (略)

(特別会計に関する法律の一部改正)

第五条 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第三条中福島復興再生特別措置法第四十八条の二第一項の改正規定、同法第四十八条の三第七項の改正規定、同法第四十八条の五第三項の改正規定、同法第四十八条の六第一項の改正規定、同法第四十八条の八(見出しを含む。)の改正規定、同法第四十八条の十第三項の改正規定、同法第四十八条の十二の改正規定、同法第五十条の改正規定、同法第五十三条の改正規定、同法第五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第七十六条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十条の改正規定、同法第八十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六章中第八十九条の次に節名及び十二条を加える改正規定(十二条を加える部分に限る。)、第四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第七十二条第三項に一号を加える改正規定、第五条中特別会計に関する法律附則第十二条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同法附則第十二条の三を同法附則第十二条の四とする改正規定及び同法附則第十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条、第十条、第十八条、第十九条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、第一条から第三条までの規定による改正後の復興庁設置法、東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(東日本大震災からの復興に関する知見の活用)

第三条 政府は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)からの復興の一層の推進に当たり、東日本大震災からの復興の進捗状況が被災地域ごとに異なること等に鑑み、復興が進展している地域における取組に係る情報を復興の途上にある地域へ提供するなど、東日本大震災からの復興に関する施策の実施を通じて得られた行政の内外の知見を活用するものとする。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下「旧復興特区法」という。）第四条第一項の認定又は旧復興特区法第六条第一項の変更の認定の申請がされた旧復興特区法第四条第一項の復興推進計画であつてこの法律の施行の際認定又は変更の認定をどうかの処分がされていらないものについては、なお従前の例による。

2 施行日前に東日本大震災復興特別区域法第四条第九項の認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた復興推進計画（第二条の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定地方公共団体に相当する地方公共団体が単独で、又は当該地方公共団体以外の同項に規定する特定地方公共団体に相当する地方公共団体と共同して作成したものを除く。以下この項において同じ。）は、なおその効力を有するものとし、当該復興推進計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定又は変更の認定を受けた復興推進計画に関する計画の変更の認定（東日本大震災復興特別区域法第十七条第二項に規定する応急仮設建築物活用事業の期間の定めに係るものに限る。）、報告の徴収、措置の要求、認定の取消し、認定地方公共団体への援助等、新たな規制の特例措置等に関する提案及び復興特別意見書の提出、国と地方の協議会、復興推進協議会、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の特例、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）等の特例、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の特例、政令等で規定された規制の特例措置、復興特区支障利子補給金の支給並びに財産の処分の制限に係る承認の手續の特例については、なお従前の例による。

第五条 施行日前に旧復興特区法第四十条第一項の規定による指定を受けた法人に関する事業の実施の状況の報告、指定の取消し及びその旨の公表については、なお従前の例による。

第六条 地方公共団体が、旧復興特区法第四十三条に規定する復興産業集積区域の区域内において同条に規定する事業の用に供する施設又は設備を令和三年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における当該地方公共団体に対して交付すべき特別交付税の算定については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第七条 令和二年度以前の年度の予算に係る旧復興特区法第七十八条第二項の交付金の交付、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の特例及び計画の実績に関する評価については、なお従前の例による。

第八条 国は、旧復興特区法第七十七条第一項に規定する特定市町村又は特定都道府県であつた公営住宅法第二条第十六号に掲げる事業主体（以下この条及び附則第二十三条第三項において単に「事業主体」という）

。がこの法律の施行後に次に掲げる公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ）
。について同法第十六条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、附則第二十二条の規定による改正後の公営住宅法第十七条第二項及び第三項の規定並びに附則第二十三条第二項の規定にかかわらず、当該事業主体に対し、予算の範囲内において、当該公営住宅の

近傍同種の住宅の家賃（公営住宅法第十六条第二項の規定により定められたものをいう。第二号及び附則第二十三条第三項において同じ。）の額から入居者負担基準額（公営住宅法第十七条第五項の規定により定められたものをいう。第二号及び附則第二十三条第三項において同じ。）を控除した額の一部を補助することができる。

一 施行日前に事業主体が東日本大震災により滅失した住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者（次号において「住宅滅失者」という。）に賃貸するため旧復興特区法第七十八条第三項の復興交付金（以下「復興交付金」という。）を充てて建設又は買取りをした公営住宅

二 住宅滅失者である低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅（施行日前に当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額の全部又は一部に相当する額の復興交付金の交付を受けたものに限る。附則第二十三条第三項において「復興交付金交付借上げ公営住宅」という。）

（福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う準備行為）

第九条 第三条の規定による改正後の福島復興再生特別措置法（以下「新福島特措法」という。）第五条第一項の規定による福島復興再生基本方針（次項において「基本方針」という。）の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同条第一項から第六項までの規定の例により行うことができる。

2 前項の規定により策定された基本方針は、施行日において、新福島特措法第五条第一項の規定により策定された基本方針とみなす。

第十条 福島県知事は、新福島特措法第七条第一項の福島復興再生計画の作成のため、施行日前においても、関係市町村長及び同条第九項各号に掲げる者の意見の聴取その他の必要な準備行為をすることができる。

2 新福島特措法第七条第十項各号に掲げる者は、施行日前においても、同項の提案をすることができる。

（福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法（以下「旧福島特措法」という。）第七条第一項の規定により定められている避難解除等区域復興再生計画（施行日前に同条第六項の規定により変更されたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）又は旧福島特措法第六十一条第九項若しくは第八十一条第六項の認定を受けている産業復興再生計画若しくは重点推進計画（施行日前に旧福島特措法第六十二条第一項又は第八十二条第一項において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）は、新福島特措法第七条第一項の福島復興再生計画が同条第十四項の認定を受けるまでの間は、なおその効力を有するものとし、次の各号に掲げる計画に関する当該各号に定める措置については、なお従前の例による。

一 避難解除等区域復興再生計画 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）等の特例、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）の特例、砂防法（明治三十年法律第二十九号）の特例、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の特例、道路法（昭和二十七年法律

第八十号)の特例、海岸法(昭和三十一年法律第一百号)の特例、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の特例、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の特例、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の特例及び生活環境整備事業

二 産業復興再生計画 報告の徴収、措置の要求、認定の取消し、福島県知事への援助等、新たな規制の特例措置等に関する提案及び福島復興再生特別意見書の提出、商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の特例、種苗法(平成十年法律第八十三号)の特例、地域森林計画の変更等に関する特例、地熱資源開発事業に係る許認可等の特例、政令等で規定された規制の特例措置並びに地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置

三 重点推進計画 報告の徴収、措置の要求、認定の取消し、福島県知事への援助等及び国有施設の使用の特例

第十二条 この法律の施行の際現に旧福島特措法第十七条の二第六項の認定を受けている特定復興再生拠点区域復興再生計画(施行日前に福島復興再生特別措置法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの)は、新福島特措法第十七条の二第六項の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画とみなす。

第十三条 施行日前に旧福島特措法第十八条第四項の規定により提出された企業立地促進計画は、新福島特措法第十八条第四項の規定により提出された企業立地促進計画とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧福島特措法第二十条第三項の認定(同条第四項の変更の認定を含む。)を受けている避難解除等区域復興再生推進事業実施計画又は同条第一項の規定によりされている認定の申請(同条第四項の変更の認定の申請を含む。)は、それぞれ新福島特措法第二十条第三項の認定を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施計画又は同条第一項の規定によりされている認定の申請(同条第四項の変更の認定の申請を含む。)とみなす。

第十四条 この法律の施行の際現に旧福島特措法第三十四条第一項の規定により提出されている帰還環境整備事業計画及びこれに基づき同条第二項の交付金を充てて実施されている同条第一項の帰還環境整備交付金事業等は、新福島特措法第三十四条第一項の規定により提出された帰還・移住等環境整備事業計画及びこれに基づく同項の帰還・移住等環境整備交付金事業等とみなす。

2 令和三年度の予算に係る新福島特措法第三十四条第二項に規定する交付金の交付に係る事業又は事務で、新福島特措法第七条第一項の福島復興再生計画が同条第十四項の認定を受けるまでの間に、新福島特措法第三十三条第一項に規定する住民の帰還及び移住等の促進のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が福島県知事の意見を聴くとともに関係行政機関の長に協議して決定したものについては、当該事業又は事務を新福島特措法第三十四条第一項の規定により提出された帰還・移住等環境整備事業計画に基づく同項の帰還・移住等環境整備交付金事業等とみなす。

第十五条 施行日前に帰還環境整備交付金(旧福島特措法第三十四条第三項に規定する帰還環境整備交付金をいう。附則第二十三条において同じ。)又は復興交付金を充てて特定帰還者(福島復興再生特別措置法第二十七条に規定する特定帰還者をいう。附則第二十三条第二項におい

て同じ。)又は同法第三十九条に規定する居住制限者(以下この条において「特定帰還者等」という。)に賃貸するため建設若しくは買取りをし、又は特定帰還者等に転貸するため借上げをした公営住宅(当該公営住宅に係る公営住宅法第二条第九号に規定する共同施設を含む。)に関する公営住宅等の処分の特例については、なお従前の例による。

第十六条 施行日前に旧福島特措法第四十六条第一項の規定により提出された生活拠点形成事業計画は、新福島特措法第四十六条第一項の規定により提出された生活拠点形成事業計画とみなす。

第十七条 この法律の施行の際現に旧福島特措法第四十八条の十四第一項の規定により指定されている帰還環境整備推進法人は、新福島特措法第四十八条の十四第一項の規定により指定された帰還・移住等環境整備推進法人とみなす。

第十八条 附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行の日から施行日の前日までの間における福島復興再生特別措置法の規定の適用については、旧福島特措法第八十一条第二項第四号中「(以下この号及び第八十八条において」とあるのは「(以下」と、同条第七項中「措置又は」とあるのは「措置、」と、「施策」とあるのは「施策又は第八十八条の二に規定する援助」とする。

2 附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行の日から施行日の前日までの間における福島復興再生特別措置法の規定の適用については、新福島特措法第八十九条の二第一項及び第八十九条の三第七項中「この節」とあるのは、「この章」とする。
(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(内閣法の一部改正)

第二十条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「国際博覧会推進本部が置かれている」を「復興庁が廃止されるまでの」に改める。

附則第三項中「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」を「国際博覧会推進本部」に改める。

附則第四項中「復興庁が廃止されるまでの」を「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている」に改める。

(調整規定)

第二十一条 施行日が平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成三十一年法律第十八号) 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の前日である場合には、前条のうち次の表の上欄に掲げる内閣法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二項の改正規定	国際博覧会推進本部	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
附則第三項及び第四項	附則第三項中「東京オリンピック競技大会・東京パラ	附則第三項中「復興庁が廃止されるまでの」を「

<p>の改正規定</p>	<p>リンピック競技大会推進本部」を「国際博覧会推進本部」に改める。 附則第四項中「復興庁が廃止されるまでの」を「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている」に改める。</p>	<p>東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている」に改める。</p>
--------------	---	--

2 前項の場合において、平成二十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律附則第三項のうち次の表の上欄に掲げる内閣法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>附則第二項及び第三項の改正規定</p>	<p>附則第二項中「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」を「国際博覧会推進本部」に改める。 附則第三項中「復興庁が廃止されるまでの」を「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている」に改める。</p>	<p>附則第三項中「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」を「国際博覧会推進本部」に改める。</p>
<p>附則第三項の次に一項を加える 改正規定</p>	<p>復興庁が廃止されるまでの</p>	<p>東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている</p>

(公営住宅法の一部改正)

第二十二条 公営住宅法の一部を次のように改正する。

第八条第六項を削り、同条第七項中「帰還環境整備交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金」に改め、同項を同条第六項とする。

第十一条第一項中「若しくは第七項」を削る。

第十七条第三項中「東日本大震災に係る同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて東日本大震災により滅失したものに平成二十三年三月十一日において居住していた者に賃貸するため復興交付金を充て、」を削り、「帰還環境整備交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金」に改め、同条第四項中「東日本大震災」の下に「(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)」を加え、「平成二十三年三月十一日」を「同日」に、「復興交付金、帰還環境整備交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金」に改める。

(公営住宅法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 施行日前に公営住宅の建設又は買取りに要する費用に充てられた復興交付金又は帰還環境整備交付金については、公営住宅法第八

条第一項の規定による国の補助とみなして、同法の規定を適用する。

2 施行日前に東日本大震災に係る激甚災害^{（激甚災害）}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十二条第一項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて東日本大震災により滅失したものに平成二十三年三月十一日において居住していた者に貸付するため復興交付金を充て、又は特定帰還者に貸付するため帰還環境整備交付金を充てて建設又は買取りをした公営住宅の家賃に係る国の補助の特例については、なお従前の例による。

3 この法律の施行後に事業主体が公営住宅法第十六条第一項本文の規定に基づき復興交付金交付借上げ公営住宅の家賃を定める場合において、附則第八条の規定による補助がされたとき、又は当該復興交付金交付借上げ公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額の全部若しくは一部に相当する額の同法第七条第五項第一号から第三号までに掲げる交付金が交付されたときは、当該補助又は交付金を同法第十七条第二項の規定による国の補助とみなして、同法の規定を適用する。

（登録免許税法の一部改正）

第二十四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三中「第六十一条第一項」を「第七条第一項」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に、「同条第九項」を「同条第十四項」に、「第六十二条第一項」を「第七条の二第一項」に改める。

別表第一第二百二十五号、第三百二十九号及び第四百十号中「第六十一条第九項」を「第七条第十四項」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に、「第六十二条第一項」を「第七条の二第一項」に改める。

（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第二十五条 経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項のうち特別会計に関する法律附則第十二条の三の次に一条を加える改正規定中「附則第十二条の三」を「附則第十二条の四」に改め、第十二条の四を第十二条の五とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第二十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第五号ハを削る。

（内閣府設置法の一部改正）

第二十七条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十四号の五中「、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に關すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に關すること」を削り、「復興推進事業、」を「復興推進事業及び」に改め、「及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等」を削る。

○東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）（抄）

（法第二条第三項第二号ニの政令で定める事業）

第一条 東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第二条第三項第二号ニの政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 地域で生産された農林水産物の利用の促進、農林水産業の担い手の育成及び確保その他の復興推進計画（法第四条第一項に規定する復興推進計画をいう。以下この条及び第六条において同じ。）の区域における農林水産業の振興に資する事業であつて内閣府令で定めるもの
- 二 五 （略）

（特定被災区域）

第二条 法第四条第一項の市町村の区域から除くものとして政令で定めるものは、東京都の区域とする。

2 法第四条第一項のこれに準ずる区域として政令で定めるものは、別表に掲げる市町村の区域とする。

（相当程度の住居又は家財の損害等）

第四条 法第三十四条の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法附則第三条第一項第一号の政令で定める相当程度の住居又は家財の損害は、被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね三分の一以上である損害とする。

2 法第三十四条の規定により確定拠出年金法附則第三条第一項第五号の規定を読み替えて適用する場合における確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第六十条第二項の規定の適用については、同項中「五十万円」とあるのは、「百万円」とする。

（都市公園法施行令に係る政令等規制事業）

第五条 法第四条第一項に規定する特定地方公共団体が、同条第二項第五号に規定する復興推進事業として、復興仮設占用物件設置事業（復興推進計画の区域内の区域であつて、地域住民の生活に必要な物件又は施設の用に供する土地が不足している区域において、当該物件又は施設に代わるべき仮設の物件又は施設（以下この条において「復興仮設占用物件」という。）を当該特定地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。次項において同じ。）内に設け、復興の推進に当たつて活用する事業をいう。以下この条において同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定（法第七条第一項に規定する認定をいう。以下この項において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の当該復興仮設占

用物件設置事業に係る復興仮設占用物件に対する都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第二項及び第十四条の規定の適用については、同項中「九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）」とあるのは「九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な復興仮設占用物件

施設（国土交通省令で定めるものを除く。）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）とあるのは「及び第十二条第二項

第九号から第十号まで」とする。

2 (略)

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（抄）

（復興推進計画の認定）

第四条 その全部又は一部の区域が東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（政令で定めるものを除く。）又はこれに準ずる区域として政令で定めるもの（以下この項及び第四十六条第一項において「特定被災

「区域」という。)である地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)は、単独で又は共同して、復興特別区域基本方針に即して、当該特定地方公共団体に係る特定被災区域内の区域について、内閣府令で定めるところにより、復興推進事業の実施又はその実施の促進その他の復興に向けた取組による東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進(以下この節において「復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進」という。)を図るための計画(以下「復興推進計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2511 (略)

(確定拠出年金法の特例)

第三十四条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、地域振興事業(復興推進計画の区域内において実施される地域社会の活性化、地域文化の振興その他特色ある地域の振興に資する事業であつて、連合会(確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第五項に規定する連合会をいう。)が支給する同法附則第三条第一項の脱退一時金を活用することが見込まれるものをいう。別表の十二の項において同じ。)を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、平成二十三年三月十一日において復興推進計画の区域内に住所を有していた者に対する同法附則第三条第一項の規定の適用については、

「一 六十歳未満であること。

当該認定を受けた日から平成二十八年三月三十一日までの間、同項中 二 企業型年金加入者でないこと。

とあるの

三 第六十二条第一項各号に掲げる者に該当しないこと。」

「一 東日本大震災(東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下イ 平成二十三年三月十一日において企業型年金加入者であつた者であつて、実施事業所が東日本大震災による被害を受けたため同日ロ 平成二十三年三月十一日において個人型年金加入者であつた者(同日において第六十二条第一項第一号に掲げる者であつた者に限はハ 平成二十三年三月十一日において個人型年金加入者であつた者(同日において第六十二条第一項第二号に掲げる者であつた者に限二 六十歳未満であること。

三 国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者及び個人型年金加入者でないこと。

同じ。)により政令で定める相当程度の住居又は家財の損害を受けた者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

から平成二十五年三月十日までの間に当該実施事業所に使用されなくなり、かつ、当該請求した日の属する月の前月までの六月間のうちに個(一)であつて、同日から平成二十五年三月十日までの間に個人型年金運用指図者となり、かつ、当該請求した日の属する月の前月までの六(二)であつて、その者が雇用されていた事業所が東日本大震災による被害を受けたため同日から平成二十五年三月十日までの間に当該事業

人型年金加入者掛金の拠出がないこと。

月間のうちに個人型年金加入者掛金の拠出がないこと。

所に使用されなくなり、かつ、当該請求した日の属する月の前月までの六月間のうちに個人型年金加入者掛金の拠出がないこと。

と、「そ

の者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間（第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び個人型年金加入者期間（個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限るものとし、第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該期間を含む。）を合算した期間をいう。）が一年以上三年以下であること又は「とあるのは「当該」と、

「六 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日（継続個人型年金運用指図者にあつては、継続個人型年金運用指図者となつた日）から起算して二年を経過していないこと。

とあるのは

「六 前条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。
七 当該請求に係る脱退一時金を東日本大震災復興特別区域法第三

十四条の認定を受けた復興推進計画（同法第四条第一項に規定する復興推進計画をいう。）に定められた同法第三十四条に規定する地域振興

事業のうち厚生労働省令で定めるもののために使用すると見込まれる者として同条の認定を受けた特定地方公共団体（同項に規定する特定地

方公共団体をいう。）の長が認めた者であること。」とする。

第三十七条 認定復興推進計画に定められた第二条第三項第二号イ又はロに掲げる事業を実施する個人事業者又は法人（当該事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして当該認定復興推進計画を作成した認定地方公共団体が指定するものに限る。以下この条において「指定事業者」という。）であつて、当該認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域の区域内において当該事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この款において「震災特例法」という。）で定めるところにより、課税の特例

の適用があるものとする。

2 5 (略)

(復興整備計画)

第四十六条 特定被災区域内の次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域であつて、市街地の整備に関する事業、農業生産の基盤の整備に関する事業その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るための事業を実施する必要がある地域をその区域とする市町村（以下「被災関連市町村」という。）は、内閣府令で定めるところにより、単独で又は当該被災関連市町村の存する都道府県（以下「被災関連都道府県」という。）と共同して、当該事業の実施を通じた地域の整備に関する計画（以下「復興整備計画」という。）を作成することができる。

一 東日本大震災による被害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域

二 東日本大震災の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（前号に掲げる地域を除く。）

三 前二号に掲げる地域と自然、経済、社会、文化等において密接な関係が認められる地域であつて、前二号に掲げる地域の住民の生活を再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域

四 前三号に掲げる地域のほか、東日本大震災による被害を受けた地域であつて、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

2 7 (略)

第七十七条 特定地方公共団体である市町村（以下この章において「特定市町村」という。）は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道府県（次節において「特定都道府県」という。）は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下この章において「復興交付金事業計画」という。）を作成することができる。

2 復興交付金事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 復興交付金事業計画の区域
- 二 復興交付金事業計画の目標
- 三 著しい被害を受けた地域の復興のために実施する必要がある事業であつて次に掲げるものに関する事項
 - イ 土地区画整理事業
 - ロ 集団移転促進事業

- ハ 道路法第二条第一項に規定する道路の新設又は改築に関する事業
 - ニ 公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅の整備又は管理に関する事業
 - ホ 土地改良事業
 - ヘ 漁港漁場整備事業
 - ト その他内閣府令で定める事業
- 四 前号に掲げる事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の著しい被害を受けた地域の復興のため同号に掲げる事業に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業又は事務に関する事項
 - 五 計画期間
 - 六 その他内閣府令で定める事項

(復興交付金の交付等)

- 第七十八条 特定市町村又は特定都道県は、次項の交付金を充てて復興交付金事業計画に基づく事業又は事務（以下この節において「復興交付金事業等」という。）の実施をしようとするときは、当該復興交付金事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 2 国は、特定市町村又は特定都道県に対し、前項の規定により提出された復興交付金事業計画に係る復興交付金事業等の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
- 3 前項の規定による交付金（以下この章において「復興交付金」という。）を充てて行う事業又は事務に要する費用については、道路法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、復興交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(復興交付金の交付に関する基本理念)

- 第七十九条 復興交付金は、特定市町村又は特定都道県がその地域の特性に即して自主的かつ主体的に復興交付金事業等を実施することを旨として交付されるものとする。
- 2 復興交付金の交付に当たっては、特定市町村又は特定都道県がその創意工夫を發揮して復興交付金を充てて行う事業又は事務を実施することができるよう十分に配慮するものとする。

(原子力発電所事故による災害への対処)

第八十条 国は、東日本大震災による著しい被害からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、特定市町村又は特定都道県が講

ずる措置であつて、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号）第三条第一項の規定により原子力事業者（同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。次項において同じ。）が賠償する責めに任ずべき損害に係るものについても、復興交付金を交付することができない。

2 前項の規定は、国が当該原子力事業者に対して、同項の復興交付金の額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではない。

（地方公共団体への援助等）

第八十一条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、特定市町村又は特定都道府県に対し、当該復興交付金を充てて行う事業又は事務の円滑かつ迅速な実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2 関係行政機関の長は、復興交付金を充てて行う事業又は事務の実施に関し、特定市町村又は特定都道府県から法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該事業又は事務が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例）

第八十二条 復興交付金に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第十四条の規定による実績報告（事業又は事務の廃止に係るものを除く。）は、復興交付金事業計画に掲げる事業又は事務ごとに行うことを要しないものとし、同法第十五条の規定による交付すべき額の確定は、復興交付金事業計画に掲げる事業又は事務に係る交付金として交付すべき額の総額を確定することをもって足りるものとする。

（計画の実績に関する評価）

第八十三条 復興交付金の交付を受けた特定市町村又は特定都道府県は、内閣府令で定めるところにより、復興交付金事業計画の期間の終了の日属する年度の翌年度において、復興交付金事業計画に掲げる目標の達成状況及び復興交付金事業等の実施状況に関する調査及び分析を行い、復興交付金事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

2 特定市町村又は特定都道府県は、前項の評価を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

（住宅地区改良法の特例）

第八十四条 復興交付金を充てて建設された改良住宅についての住宅地区改良法第二十九条の規定の適用については、同条第一項中「第二十七条第二項の規定により国の補助を受けて」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七十八条第三項に規定する復興交付金を充てて」と、同条第三項中「第十三条第三項」とあるのは「第十二条第一項中「の補助」とあるのは「の補助（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七十八条第三項に規定する復興交付金（以下この項において単に「復興交付金」

という。)を含む。)」と、「から補助」とあるのは「から補助(復興交付金を含む。)」と、旧公営住宅法第十三条第三項」とする。

○福島復興再生特別措置法施行令(平成二十四年政令第百十五号)(抄)

(避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業の負担金)

第一条 福島復興再生特別措置法(以下「法」という。)第八条第三項の規定により国が避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業についての土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十条第一項の規定による負担金の額は、土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)第五十二条第一項第一号の規定にかかわらず、当該土地改良事業に要する費用の額から、福島県が自ら当該土地改良事業を行うこととした場合に国が福島県に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額とする。

(復興漁港工事に係る権限の代行)

第二条 農林水産大臣は、法第九条第一項の規定により復興漁港工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第九条第三項の規定により農林水産大臣が漁港管理者(漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)以下この項において「漁港法」という。)第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。以下同じ。)である福島県に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

- 一 漁港法第三十六条第一項において準用する漁港法第二十四条第一項の規定により他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用すること。
- 二 漁港法第三十六条第一項において準用する漁港法第二十四条第三項の規定により損害を補償し、又は相当の使用料を支払うこと。
- 三 漁港法第三十六条第二項の規定により非常災害のために急迫の必要がある場合に、その現場にある者を復旧、危害防止その他の業務に協力させ、又は同項各号に掲げる処分をすること。
- 四 漁港法第三十六条第三項において準用する漁港法第二十四条第三項の規定により損害を補償し、又は相当の使用料を支払うこと。
- 五 漁港法第三十九条第一項の規定による許可を与えること。
- 六 漁港法第三十九条第三項の規定により同条第一項の規定による許可に必要な条件を付すること。
- 七 漁港法第三十九条第四項の規定により同項に規定する者と協議すること。
- 八 漁港法第三十九条第五項各号列記以外の部分又は同項第二号の規定により区域又は物件の指定をし、及び同条第六項の規定により公示す

ること。

九 漁港法第三十九条の二第一項の規定により処分をし、又は措置を命ずること。

十 漁港法第三十九条の二第二項の規定により措置をとることを命ずること。

十一 漁港法第三十九条の二第四項前段の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任をした者にこれを行わせ、及び同項後段の規定により公告すること。

十二 漁港法第三十九条の二第五項の規定により工作物等（同条第一項に規定する工作物等をいう。次号において同じ。）を保管し、及び同条第六項の規定により公示すること。

十三 漁港法第三十九条の二第七項の規定により工作物等を売却し、及びその売却した代金を保管し、同条第八項の規定により工作物等を廃棄し、又は同条第九項の規定により売却した代金を売却に要した費用に充てること。

十四 漁港法第四十二条の規定により漁港法第三十九条第一項の規定による許可について国土交通大臣に協議すること。

3 前項に規定する農林水産大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第二号、第四号、第十二号又は第十三号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 農林水産大臣は、法第九条第三項の規定により漁港管理者である福島県に代わって第二項第三号、第五号から第十一号まで又は第十四号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を福島県に通知しなければならない。

（復興砂防工事に係る権限の代行）

第三条 国土交通大臣は、法第十条第一項の規定により復興砂防工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第十条第三項の規定により国土交通大臣が福島県知事に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第八条の規定により砂防工事を施行させ、又は砂防設備の維持をさせること。

二 砂防法第十五条の規定により砂防に関する費用の一部を負担させること。

三 砂防法第十六条の規定により砂防工事の費用を負担させること。

四 砂防法第十七条の規定により砂防工事の費用の一部を負担させること。

五 砂防法第二十二条の規定により土石、砂れき、芝草、竹木及び運搬具を供給させること。

六 砂防法第二十三条第一項の規定により土地に立ち入り、若しくは土地を材料置場等に供し、又は障害物を除却すること。

七 砂防法第三十条の規定により事実を更正し、かつ、必要な設備をすべきことを命ずること。

- 八 砂防法第三十六条の規定により義務の履行を命ずること。
- 九 砂防法第三十八条第一項の規定により費用及び過料を徴収すること。
- 3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示された工事の区域につき、同項の規定により告示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第二号から第四号まで又は第九号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。
- 4 国土交通大臣は、法第十条第三項の規定により福島県知事に代わって第二項第一号、第七号又は第八号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を福島県知事に通知しなければならない。

(復興砂防工事に要する費用の負担)

第四条 法第十条第四項の規定により福島県が負担する金額は、復興砂防工事に要する費用の額（砂防法第十六条の規定による負担金があるときは、当該費用の額からその負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、福島県知事が自ら当該復興砂防工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

(復興港湾工事に要する費用の負担)

第五条 法第十一条第三項の規定により福島県が負担する金額は、復興港湾工事に要する費用の額（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二、第四十三条の三第一項又は第四十三条の四第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、福島県が自ら当該復興港湾工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

(復興道路工事に係る権限の代行)

第六条 国土交通大臣は、法第十二条第一項の規定により復興道路工事を施行しようとするときは、あらかじめ、路線名、工事の区間及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第十二条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第一号及び第三号から第三十九号までに掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の二第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段並びに地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号若しくは第三十一号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十二号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。

（復興道路工事に要する費用の負担）

第七条 法第十二条第四項の規定により同条第一項の地方公共団体が負担する額は、復興道路工事に要する費用の額（道路法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項若しくは第六十二条後段又は地方道路公社法第二十九条の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、当該地方公共団体が自ら当該復興道路工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として当該地方公共団体に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額（次項において「地方公共団体負担額」という。）とする。

2 国土交通大臣は、法第十二条第一項の規定により復興道路工事を施行する場合には、同項の地方公共団体に対して、負担基本額及び地方公共団体負担額を通知しなければならない。負担基本額又は地方公共団体負担額を変更した場合も、同様とする。

（復興海岸工事に係る権限の代行）

第八条 主務大臣（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第四十条に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。）は、法第十三条第一項の規定により復興海岸工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第十三条第三項の規定により主務大臣が海岸管理者（海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。以下同じ。）である福島県知事に代わって行う権限は、海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第一条の五第一項各号に掲げるもの及び次に掲げるものとする。

一 海岸法第三十一条第一項の規定により海岸保全施設等（同法第八条の二第一項第一号に規定する海岸保全施設等をいう。以下この号にお

いて同じ。) に関する工事又は海岸保全施設等の維持の費用の全部又は一部を負担させること。

二 海岸法第三十二条第三項の規定により他の工事(同法第十六条第一項に規定する他の工事をいう。第五項において同じ。)に要する費用の全部又は一部を負担させること。

三 海岸法第三十三条第一項の規定により同法第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する工事に要する費用の一部を負担させること。

四 海岸法第三十五条第一項の規定により負担金等(同項に規定する負担金等をいう。以下この号において同じ。)の納付を督促し、又は同条第三項の規定により負担金等及び延滞金を徴収すること。

3 前項に規定する主務大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域(海岸法施行令第一条の五第一項第二十八号から第三十号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が海岸管理者である福島県知事の意見を聴いて定め、公示した区域を除く。)につき、第一項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、海岸法施行令第一条の五第一項第九号から第十一号まで、第十九号、第二十号、第二十三号、第二十六号、第二十七号(海岸法第二十二条第二項及び同条第三項並びに同条第三項において準用する漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十九条第七項から第十五項まで第七十七条第二項、第三項前段、第四項から第八項まで、第十一項及び第十二項の規定により損失を補償する部分に限る。)、第二十九号、第三十号若しくは第三十五号又は前項各号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 主務大臣は、法第十三条第三項の規定により海岸管理者である福島県知事に代わつて海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第三号から第八号まで、第十二号、第十四号から第十六号まで、第二十二号、第二十四号、第二十五号、第三十一号、第三十二号、第三十四号又は第三十五号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を福島県知事に通知しなければならない。

5 法第十三条第三項の規定により主務大臣が海岸管理者である福島県知事に代わつて第二項に規定する権限を行う場合においては、国は、福島県知事が自ら当該復興海岸工事を施行することとした場合に福島県が海岸法第三十二条第一項の規定により負担すべき他の工事に要する費用の全部又は一部を負担するものとする。

(復興海岸工事に要する費用の負担)

第九条 法第十三条第四項の規定により福島県が負担する額は、復興海岸工事に要する費用の額(海岸法第三十一条第一項、第三十二条第三項又は第三十三条第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。)から、海岸管理者である福島県知事が自ら当該復興海岸工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

(復興地すべり防止工事に係る権限の代行)

第十条 主務大臣（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項に規定する主務大臣をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、法第十四条第一項の規定により復興地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第十四条第三項の規定により主務大臣が福島県知事に代わって行う権限は、地すべり等防止法施行令（昭和三十三年政令第百十二号）第二条第一項各号に掲げるもの及び次に掲げるものとする。

一 地すべり等防止法第三十条の規定により他の都府県に負担金の一部を分担させること。

二 地すべり等防止法第三十八条第一項の規定により負担金（同項に規定する負担金をいう。以下この号において同じ。）の納付を督促し、又は同条第三項の規定により負担金及び延滞金を徴収すること。

3 前項に規定する主務大臣の権限は、第一項の規定により告示された工事の区域につき、同項の規定により告示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、地すべり等防止法施行令第二条第一項第十一号から第十三号まで又は前項各号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 主務大臣は、法第十四条第三項の規定により福島県知事に代わって地すべり等防止法施行令第二条第一項第一号、第二号、第六号から第八号まで、第十号又は第十一号に掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を福島県知事に通知しなければならない。

第十一条 前条の規定により主務大臣が福島県知事の権限を代行する場合には、国は、当該復興地すべり防止工事に關し、地すべり等防止法施行令第三条各号に掲げる権限を福島県に代わって行うものとする。

（復興地すべり防止工事に要する費用の負担）

第十二条 法第十四条第四項の規定により福島県が負担する金額は、復興地すべり防止工事に要する費用の額（地すべり等防止法第三十四条第一項、第三十五条第三項又は第三十六条第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、福島県知事が自ら当該復興地すべり防止工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

（復興河川工事に係る権限の代行）

第十三条 国土交通大臣は、法第十五条第一項の規定により復興河川工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事を行う河川の名称及び区間並びに工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第十五条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体の長に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

- 一 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川区域（同法第六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。第十五号及び第四十九号において同じ。）を指定し、及び同法第六条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。
- 二 河川法第六条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第六条第二項に規定する高規格堤防特別区域を指定し、及び同条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。
- 三 河川法第六条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第六条第三項に規定する樹林帯区域を指定し、及び同条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。
- 四 河川法第六条第五項の規定により港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。第十六条第一項第一号において同じ。）又は漁港管理者に協議すること。
- 五 河川法第六条第六項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により農林水産大臣又は都道府県知事に協議すること。
- 六 河川法第十五条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川工事（同法第八条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川工事をいう。以下この項において同じ。）の施行又は同法第二十四条から第二十七条まで（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による処分（当該処分に係る同法第七十五条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による処分を含む。）について他の河川管理者（同法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。）に協議すること。
- 七 河川法第十七条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により他の工作物（同法第十七条第一項に規定する他の工作物をいう。第三十三号において同じ。）の管理者と協議し、及び同条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。
- 八 河川法第十八条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により河川工事又は河川の維持を施行させること。
- 九 河川法第十九条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により他の工事（同法第十八条に規定する他の工事をいう。第三十五号において同じ。）を施行すること。
- 十 河川法第二十条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川工事又は河川の維持を行うことを承認すること。
- 十一 河川法第二十一条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により損失の補償について協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を施行することを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。
- 十二 河川法第二十四条、第二十五条又は第二十六条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

十三 河川法第二十六条第四項ただし書（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第二十六条第四項ただし書に規定する特定樹林帯区域を指定し、及び同条第五項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

十四 河川法第二十七条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

十五 河川法第二十七条第五項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川区域を公示すること。

十六 河川法第三十条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第二十六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可に係る工作物（以下この項において「許可工作物」という。）の完成検査をし、及び同法第三十条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により許可工作物の完成前の使用の承認をすること。

十七 河川法第三十一条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により許可工作物の廃止の届出を受理し、及び同法第三十一条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をとることを命ずること。

十八 河川法第三十二条第四項の規定により同法第二十四条若しくは第二十五条の規定による許可又は当該許可についての同法第七十五条の規定による処分に係る事項を通知すること。

十九 河川法第三十四条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第二十四条又は第二十五条（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく権利の譲渡の承認をすること。

二十 河川法第三十七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により許可工作物に関する工事を施行すること。

二十一 河川法第五十四条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第五十四条第一項に規定する河川保全区域を指定し、及び同条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

二十二 河川法第五十五条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

二十三 河川法第五十六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第五十六条第一項に規定する河川予定地を指定し、及び同条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

二十四 河川法第五十七条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

二十五 河川法第五十七条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに同法第五十七条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十二條第四項及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

二十六 河川法第五十八条の二第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第五十八条の二第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する河川立体区域を指定し、及び同法第五十八条の二第二項

の規定により公示すること。

二十七 河川法第五十八条の三第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第五十八条の三第一項に規定する河川保全立体区域を指定し、及び同条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

二十八 河川法第五十八条の四第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）による許可を与えること。

二十九 河川法第五十八条の五第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第五十八条の五第一項に規定する河川予定立体区域を指定し、及び同条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

三十 河川法第五十八条の六第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

三十一 河川法第五十八条の六第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに同法第五十八条の六第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十二條第四項及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

三十二 河川法第六十三条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により都府県知事又は市町村長に協議すること。

三十三 河川法第六十六条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により他の工作物の管理者と協議すること。

三十四 河川法第六十七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川工事又は河川の維持に要する費用の全部又は一部を負担させること。

三十五 河川法第六十八条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により他の工事に要する費用の全部又は一部を負担させること。

三十六 河川法第七十条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川工事に要する費用の一部を負担させること。

三十七 河川法第七十四条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第七十四条第一項に規定する負担金等の納付を督促し、又は同条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により滞納処分をすること。

三十八 河川法第七十五条第一項又は第二項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により処分をすること。ただし、同法第七十五条第二項第五号（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に該当する場合においては、同法第七十五条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による処分をすることはできない。

三十九 河川法第七十五条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた

者若しくは委任した者に行わせること。

四十 河川法第七十五条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により工作物を保管し、及び同法第七十五条第五項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

四十一 河川法第七十五条第六項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により工作物を売却し、及びその売却した代金を保管し、同法第七十五条第七項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により工作物を廃棄し、又は同法第七十五条第八項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を売却に要した費用に充てること。

四十二 河川法第七十六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに同法第七十六条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十二条第四項及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

四十三 河川法第七十七条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川監理員に必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行わせること。

四十四 河川法第七十八条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により報告を徴し、又はその職員に工事その他の行為に係る場所若しくは事務所若しくは事業所に立ち入り、これを検査させること。

四十五 河川法第八十九条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により他人の占有する土地に立ち入り、若しくは他人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

四十六 河川法第八十九条第八項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに同法第八十九条第九項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十二条第四項及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

四十七 河川法第九十条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により許可又は承認（この条の規定により国土交通大臣が行うものに限る。）に必要な条件を付すること。

四十八 河川法第九十一条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定により廃川敷地等（同法第九十一条第一項に規定する廃川敷地等をいう。次号において同じ。）を管理すること。

四十九 河川法第九十二条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により廃川敷地等と新たに河川区域となる土地との交換をすること。

五十 河川法第九十五条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により国と協議（当該協議が成立することをもって、同法第九十五条の規定により第十号、第十二号、第十四号、第十六号、第十九号、第二十二号、第二十四号、第二十八号又は第三十号に規定する許可又は承認があったものとみなされるものに限る。）をすること。

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示された河川の区間につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第十一号、第二十五号、第三十一号から第三十七号まで、第四十号から第四十二号まで、第四十六号、第四十八号又は第四十九号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第十五条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体の長に代わって第二項第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十六号から第十九号まで、第二十二号、第二十四号、第二十八号、第三十号、第三十三号、第三十八号、第三十九号、第四十七号、第四十九号又は第五十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 法第十五条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体の長に代わって第二項に規定する権限を行う場合には、国は、当該地方公共団体の長が自ら当該復興河川工事を施行することとした場合に当該地方公共団体が河川法第六十三条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第六十三条第三項に規定する都府県又は市町村に負担させることができる管理に要する費用の一部を、当該地方公共団体に代わって当該都府県又は市町村に負担させることができる。

（復興河川工事に要する費用の負担）

第十四条 法第十五条第四項の規定により同条第一項の地方公共団体が負担する額は、復興河川工事に要する費用の額（河川法第六十七条、第六十八条第二項若しくは第七十条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）又は水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第十四条第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、当該地方公共団体の長が自ら当該復興河川工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として当該地方公共団体に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

（復興急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行）

第十五条 国土交通大臣は、法第十六条第一項の規定により復興急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第十六条第三項の規定により国土交通大臣が福島県知事に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

- 一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号。以下「急傾斜地法」という。）第七条第一項の規定により許可をし、同条第二項の規定により当該許可に必要な条件を付し、又は同条第四項の規定により協議すること。
- 二 急傾斜地法第八条の規定により許可を取り消し、若しくは許可に付した条件を変更し、若しくは必要な措置をとることを命じ、又は自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。

- 三 急傾斜地法第九条第三項の規定により必要な措置をとることを勧告すること。
 - 四 急傾斜地法第十条第一項又は第二項の規定により急傾斜地崩壊防止工事（急傾斜地法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事をいう。次号において同じ。）の施行を命ずること。
 - 五 急傾斜地法第十一条第一項の規定により土地に立ち入り、急傾斜地崩壊防止工事若しくは急傾斜地法第十条第一項に規定する制限行為の状況を検査し、又はその命じた者若しくは委任した者にこれらの行為をさせること。
 - 六 急傾斜地法第十三条第一項の規定による届出を受理し、又は同条第二項の規定による通知を受理すること。
 - 七 急傾斜地法第十七条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、若しくは他人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれらの行為をさせること。
 - 八 急傾斜地法第二十六条の規定により報告を求めること。
 - 3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。
 - 4 国土交通大臣は、法第十六条第三項の規定により福島県知事に代わって第二項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を福島県知事に通知しなければならない。
- 第十六条 前条の規定により国土交通大臣が福島県知事の権限を代行する場合には、国は、当該復興急傾斜地崩壊防止工事に関し、次に掲げる権限を福島県に代わって行うものとする。
- 一 急傾斜地法第十二条第三項の規定により漁港管理者、港湾管理者又は海岸管理者に協議すること。
 - 二 急傾斜地法第十六条第一項の規定により他の工事（同項に規定する他の工事をいう。）を施行すること。
 - 三 急傾斜地法第十七条第二項において準用する急傾斜地法第五条第八項から第十項までの規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。
 - 四 急傾斜地法第十八条の規定により損失の補償について協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を施行することを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。
 - 五 急傾斜地法第二十三条第一項の規定により工事に要する費用の一部を負担させること。
- 2 前項に規定する国の権限は、前条第一項の規定により公示された工事の区域につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第三号から第五号までに掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

(復興急傾斜地崩壊防止工事に要する費用の負担)

第十七条 法第十六条第五項の規定により福島県が負担する金額は、復興急傾斜地崩壊防止工事に要する費用の額(急傾斜地法第二十三条第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からその負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。)から、福島県が自ら当該復興急傾斜地崩壊防止工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として福島県に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額とする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業の負担金)

第十八条 第一条の規定は、法第十七条の七第三項の規定により国が認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業について準用する。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う漁港漁場整備事業に関する工事に係る権限の代行)

第十九条 第二条の規定は、法第十七条の八第一項の規定により農林水産大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う漁港漁場整備事業に関する工事について準用する。この場合において、第二条第二項及び第四項中「法第九条第三項」とあるのは、「法第十七条の八第二項において準用する法第九条第三項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う砂防工事に係る権限の代行等)

第二十条 第三条及び第四条の規定は、法第十七条の九第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う砂防工事について準用する。この場合において、第三条第二項及び第四項中「法第十条第三項」とあるのは「法第十七条の九第二項において準用する法第十条第三項」と、第四条中「法第十条第四項」とあるのは「法第十七条の九第二項において準用する法第十条第四項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う港湾工事のうち港湾施設の建設又は改良に係るものに要する費用の負担)

第二十一条 第五条の規定は、法第十七条の十第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う港湾工事のうち港湾施設の建設又は改良に係るものについて準用する。この場合において、第五条中「法第十一条第三項」とあるのは、「法第十七条の十第二項において準用する法第十一条第三項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う都道府県道又は市町村道の新設又は改築に関する工事に係る権限の代行等)

第二十二條 第六條及び第七條の規定は、法第十七條の十一第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う都道府県道又は市町村道の新設又は改築に関する工事について準用する。この場合において、第六條第二項、第四項及び第五項中「法第十二條第三項」とあるのは「法第十七條の十一第二項において準用する法第十二條第三項」と、同條第二項、第四項及び第五項並びに第七條第一項中「同條第一項」とあるのは「法第十七條の十一第一項」と、同項中「法第十二條第四項」とあるのは「法第十七條の十一第二項において準用する法第十二條第四項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に係る権限の代行等)

第二十三條 第八條及び第九條の規定は、法第十七條の十二第一項の規定により主務大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設の新設又は改良に関する工事について準用する。この場合において、第八條第二項、第四項及び第五項中「法第十三條第三項」とあるのは「法第十七條の十二第二項において準用する法第十三條第三項」と、第九條第一項中「法第十三條第四項」とあるのは「法第十七條の十二第二項において準用する法第十三條第四項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う地すべり防止工事に係る権限の代行等)

第二十四條 第十條から第十二條までの規定は、法第十七條の十三第一項の規定により主務大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う地すべり防止工事について準用する。この場合において、第十條第二項及び第四項中「法第十四條第三項」とあるのは「法第十七條の十三第二項において準用する法第十四條第三項」と、第十二條中「法第十四條第四項」とあるのは「法第十七條の十三第二項において準用する法第十四條第四項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の改良工事に係る権限の代行等)

第二十五條 第十三條及び第十四條の規定は、法第十七條の十四第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の改良工事について準用する。この場合において、第十三條第二項、第四項及び第五項中「法第十五條第三項」とあるのは「法第十七條の十四第二項において準用する法第十五條第三項」と、同條第二項、第四項及び第五項並びに第十四條中「同條第一項」とあるのは「法第十七條の十四第一項」と、同條中「法第十五條第四項」とあるのは「法第十七條の十四第二項において準用する法第十五條第四項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行等)

第二十六條 第十五條から第十七條までの規定は、法第十七條の十五第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興

興再生計画に基づいて行う急傾斜地崩壊防止工事について準用する。この場合において、第十五条第二項及び第四項中「法第十六条第三項」とあるのは「法第十七条の十五第二項において準用する法第十六条第三項」と、第十七条中「法第十六条第五項」とあるのは「法第十七条の十五第二項において準用する法第十六条第五項」と読み替えるものとする。

(避難指示・解除区域原子力災害代替建築物の建設又は購入に付随する行為)

第二十七条 法第三十一条の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 避難指示・解除区域原子力災害代替建築物（法第三十一条に規定する避難指示・解除区域原子力災害代替建築物をいう。次号において同じ。）の建設に付随する土地若しくは借地権の取得又は堆積土砂の排除その他の宅地の整備
- 二 避難指示・解除区域原子力災害代替建築物の購入に付随する土地若しくは借地権の取得又は当該避難指示・解除区域原子力災害代替建築物の改良

(特定公共施設)

第二十八条 法第三十二条第一項の政令で定める公共の用に供する施設は、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。

(公営住宅法施行令の読替え)

第二十九条 法第四十一条第一項の規定により読み替えて適用する公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十四条第一項の規定を適用する場合及び法第四十一条第一項の規定により読み替えて適用する公営住宅法附則第十五項の規定により読み替えて適用する同法第四十四条第一項の規定を適用する場合（同法第二条第二号に規定する公営住宅又は同法第九条に規定する共同施設がその耐用年限の六分の一を経過した場合において特別の事由のあるときに限る。）における公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第十三条第一項の規定の適用については、同項中「四分の一」とあるのは、「六分の一」とする。

2 法第四十一条第一項の規定により読み替えて適用する公営住宅法第四十四条第二項の規定を適用する場合における公営住宅法施行令第十四条の規定の適用については、同条中「又はこれらの修繕若しくは改良」とあるのは、「若しくはこれらの修繕若しくは改良に要する費用又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条の地域住宅計画に基づく事業若しくは事務の実施」とする。

(原子力災害代替建築物の建設又は購入に付随する行為)

第三十条 法第四十三条の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 原子力災害代替建築物（法第四十三条に規定する原子力災害代替建築物をいう。次号において同じ。）の建設に付随する土地若しくは借地権の取得又は堆積土砂の排除その他の宅地の整備
- 二 原子力災害代替建築物の購入に付随する土地若しくは借地権の取得又は当該原子力災害代替建築物の改良

（派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額）

第三十一条 法第四十八条の六第四項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。第一号において「読替後の国共済法」という。）第九十九条第二項の規定により機構（法第四十八条の二第一項に規定する機構をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 機構 当該派遣職員（法第四十八条の三第七項に規定する派遣職員をいう。以下この条から第三十三条までにおいて同じ。）に係る読替後の国共済法第九十九条第二項第三号の規定によりその月に機構及び国が負担すべき金額の合計額に、機構が当該派遣職員に支給した報酬（読替後の国共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額に算定に係る国家公務員共済組合法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項の規定又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に機構が当該派遣職員に支給した期末手当等（読替後の国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法第四十条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。第四十条第一号において同じ。）の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額
- 二 国 当該派遣職員に係る機構及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

（派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額）

第三十二条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第四条の二第二項第五号の規定により機構及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 機構 当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。次号及び第四十一条において同じ。）に係る同法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定によりその月に機構及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、機構が当該派遣職員に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。第四十一条第一号において同じ。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項の規定又は同法第二十四条第一項の規定の例により算定した額とその月に機構が当該派遣職員に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号及び第四十一条第一号に

において同じ。)の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬月額(同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。同号において同じ。)
)の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額
 二 国 当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者に係る機構及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

(派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の特例)

第三十三条 派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる
 同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二条第一項</p>	<p>五 国家公務員法第二条第三項第十号、第十三号、第十四号又は第十六号に掲げる者で第一号から第四号の二まで又は前二号に掲げる者に準ずるもの</p>	<p>四の七 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の三第七項に規定する派遣職員 五 国家公務員法第二条第三項第十号、第十三号、第十四号又は第十六号に掲げる者で第一号から第四号の二まで又は前三号に掲げる者に準ずるもの</p>
<p>第二十五条の四第一項第一号</p>	<p>若しくは受入先弁護士法人等が負担すべき</p>	<p>、受入先弁護士法人等 若しくは機構(福島復興再生特別措置法第四十八条の二第一項に規定する機構をいう。次項において同じ。)が負担すべき</p>
<p>第二十五条の四第二項</p>	<p>若しくは受入先弁護士法人等</p>	<p>、受入先弁護士法人等若しくは機構</p>
<p>附則第八条第三項第一号</p>	<p>継続長期組員</p>	<p>派遣職員(福島復興再生特別措置法第四十八条の三第七項に規定する派遣職員をいう。第六項において同じ。)である組員、継続長期組員</p>
<p>附則第八条第六項</p>	<p>及び継続長期組員</p>	<p>、派遣職員である組員及び継続長期組員</p>

(帰還環境整備推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地)
 第三十四条 法第四十八条の十五第三号の政令で定める土地は、同条第二号イからハまでに掲げる事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

(商標登録出願等に係る登録料の軽減)

第三十五条 法第六十四条第二項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標が同条第一項の認定を受けた産業復興再生計画（法第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画をいう。以下同じ。）に定められた商品等需要開拓事業（法第六十一条第二項第三号イに規定する商品等需要開拓事業をいう。次条第一項において同じ。）に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の番号又は登録番号

三 登録料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第一項若しくは第二項又は第四十条の二第一項若しくは第七項の規定により納付すべき登録料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(商標登録出願の手数料の軽減)

第三十六条 法第六十四条第三項の規定により商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標が同条第一項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の表示

三 商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第四条第二項の表第一号の規定により計算される商標登録出願の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(品種登録の出願料の軽減)

第三十七条 法第六十五条第二項の規定により出願料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る出願品種（同項に規定する出願品種をいう。第二号及び次項において同じ。）が同条第一項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた新品種育成事業（法第六十一条第二項第三号ロに規定する新品種育成事業をいう。次条第一項において同じ。）の成果に係るものであることを証する書面を添付して、農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 申請に係る出願品種の属する農林水産植物（種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第一項に規定する農林水産植物をいう。）の種類及び当該出願品種の名称
 - 三 法第六十五条第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別
 - 四 出願料の軽減を受けようとする旨
- 2 法第六十五条第二項第二号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、同項の規定により添付しなければならないこととされる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 申請に係る出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次条第二項において「従業者等」という。）が育成（同法第三条第一項に規定する育成をいう。次条第二項第一号において同じ。）をした同法第八条第一項に規定する職務育成品種（同号において「職務育成品種」という。）であることを証する書面
 - 二 申請に係る出願品種についてあらかじめ種苗法第八条第一項に規定する使用者等（次条第二項第二号において「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められた契約、勤務規則その他の定めの写真
 - 3 農林水産大臣は、第一項の申請書の提出があつたときは、種苗法第六条第一項の規定により納付すべき出願料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

（品種登録出願に係る登録料の軽減）

- 第三十八条 法第六十五条第三項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る登録品種（同項に規定する登録品種をいう。第二号及び次項において同じ。）が同条第一項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面を添付して、農林水産大臣に提出しなければならない。
- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 申請に係る登録品種の品種登録（種苗法第三条第一項に規定する品種登録をいう。）の番号
 - 三 法第六十五条第三項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別
 - 四 登録料の軽減を受けようとする旨
- 2 法第六十五条第三項第二号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、同項の規定により添付しなければならないこととされる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 申請に係る登録品種が従業者等が育成をした職務育成品種であることを証する書面
 - 二 申請に係る登録品種についてあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等

- に変更することが定められた契約、勤務規則その他の定めの写真
- 3 農林水産大臣は、第一項の申請書の提出があつたときは、種苗法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

(国有試験研究施設の減額使用)

第三十九条 法第八十五条の国有の試験研究施設は、次に掲げる機関の試験研究施設とする。

一 国土交通省国土技術政策総合研究所

二 防衛装備庁航空装備研究所

- 2 前項各号に掲げる機関の試験研究施設は、法第八十三条に規定する認定重点推進計画に基づいて行う法第八十一条第三項に規定する事業で当該試験研究施設を使用して行うことがロボットに係る新たな製品又は新技術の開発の促進を図るため特に必要であると経済産業大臣が認定したものをを行う者に対し、時価からその五割以内を減額した対価で使用させることができる。
- 3 経済産業大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 4 第二項の規定による認定に関し必要な手続は、経済産業省令で定める。

(派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額)

第四十条 法第八十九条の六第四項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法(第一号において「読替え後の国共済法」という。)第九十九条第二項の規定により機構(法第八十九条の二第一項に規定する機構をいう。以下この条及び次条において同じ。)及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 機構 当該派遣職員(法第八十九条の三第七項に規定する派遣職員をいう。以下この条から第四十二条までにおいて同じ。)に係る読替え後の国共済法第九十九条第二項第三号の規定によりその月に機構及び国が負担すべき金額の合計額に、機構が当該派遣職員に支給した報酬(読替え後の国共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。)の額を基礎として報酬月額額の算定に係る国家公務員共済組合法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項の規定又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に機構が当該派遣職員に支給した期末手当等(読替え後の国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。)の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬の月額額の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

二 国 当該派遣職員に係る機構及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

(派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額)

第四十一条 厚生年金保険法施行令第四条の二第二項第六号の規定により機構及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 機構 当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定によりその月に機構及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、機構が当該派遣職員に支給した報酬の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項の規定又は同法第二十四条第一項の規定の例により算定した額とその月に機構が当該派遣職員に支給した賞与の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬月額の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額
- 二 国 当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者に係る機構及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

(派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の特例)

第四十二条 派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	五 国家公務員法第二条第三項第十号、第十三号、第十四号又は第十六号に掲げる者で第一号から第四号の二まで又は前二号に掲げる者に準ずるもの	四の七 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第八十九条の三第七項に規定する派遣職員 五 国家公務員法第二条第三項第十号、第十三号、第十四号又は第十六号に掲げる者で第一号から第四号の二まで又は前三号に掲げる者に準ずるもの
第二十五条の四第一項第一号	若しくは受入先弁護士法人等が負担すべき	、受入先弁護士法人等 若しくは機構(福島復興再生特別措置法第八十九条の二第一項に規定する機構をいう。次項において同じ。)が負担すべき
第二十五条の四第二項	若しくは受入先弁護士法人等	、受入先弁護士法人等若しくは機構
附則第八条第三項第一号	継続長期組合員	派遣職員(福島復興再生特別措置法第八十九条の三第七項に規定する派遣職員をいう。第六項において同じ。)である組合員、継続長期組合員

(権限の委任)

第四十三條 法第十條第三項（法第十七條の九第二項において準用する場合を含む。）、第十二條第三項（法第十七條の十一第二項において準用する場合を含む。）、第十五條第三項（法第十七條の十四第二項において準用する場合を含む。）、第十六條第三項（法第十七條の十五第二項において準用する場合を含む。）及び第二十九條第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長に委任する。

2 法第十三條第三項（法第十七條の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち海岸法第四條第一項に規定する漁港区域に係る同法第三條の規定により指定された海岸保全区域に関する事項に係るものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

主務大臣の権限	地方支分部局の長
農林水産大臣の権限	地方農政局長
国土交通大臣の権限	地方整備局長

3 法第十四條第三項（法第十七條の十三第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

主務大臣の権限	地方支分部局の長
地すべり等防止法第五十一條第一項第二号の規定により農林水産大臣が主務大臣となる場合における農林水産大臣の権限	森林管理局長
地すべり等防止法第五十一條第一項第三号イの規定により農林水産大臣が主務大臣となる場合における農林水産大臣の権限	地方農政局長
国土交通大臣の権限	地方整備局長

4 次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所に長に委任する。ただし、第一号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十七條の十七第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下この号において「放射性物質汚染対処特措法」という。）第四十九條第四項及び第五十條第四項並びに法第十七條の十七第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九條第三項及び第五十條第三項に規定する権限
- 二 法第六十九條第二項第三号及び第四号に規定する権限

- 5 法第四十一条第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。
- 6 法第六十八条第二項第一号及び第三号並びに第六十九条第二項第一号及び第三号から第七号までに規定する内閣総理大臣の権限は、復興局長に委任する。
- 7 法第六十九条第二項第六号に規定する経済産業大臣の権限は、産業保安監督部長に委任する。
- 8 第三条第一項及び第四項（これらの規定を第二十条において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第四項及び第五項（これらの規定を第二十二条において準用する場合を含む。）、第十三条第一項及び第四項（これらの規定を第二十五条において準用する場合を含む。）並びに第十五条第一項及び第四項（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長に委任する。
- 9 第八条第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち第二項に規定する事項に係るものを除く。）は、第二項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。
- 10 第十条第一項及び第四項（これらの規定を第二十四条において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限は、第三項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）

（福島復興再生計画の認定）

- 第七条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するための計画（以下「福島復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。
- 2 福島復興再生計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 原子力災害からの福島の復興及び再生の基本的方針に関する事項
 - 二 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項
 - 三 特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項
 - 四 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために実施すべき施策に関する事項
 - 五 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進を図るために実施すべき施策に関する事項
 - 六 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められ

るものをいう。第八十六条において同じ。）の利用、医薬品、医療機器、廃炉等（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条に規定する廃炉等をいう。第六項及び第八十六条において同じ。）、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために実施すべき施策に関する事項

七 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、福島復興及び再生に関し必要な事項

3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項（第一号から第三号までに掲げる事項にあつては、過去に避難指示の対象となつたことがない区域にわたるもの及び現に避難指示（第四条第四号イに掲げる指示であるものを除く。）の対象となつている区域（同条第五号に規定する近く避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域を除く。）におけるものであつて、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。）を定めることができる。

一 産業の復興及び再生に関する事項

二 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備に関する事項

三 生活環境の整備に関する事項

四 将来的な住民の帰還及び移住等（原子力災害の被災者以外の者の移住及び定住をいう。以下同じ。）を旨とする区域における避難指示の解除後の当該区域の復興及び再生に向けた準備のための取組に関する事項

4 第二項第二号及び第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を定めることができる。

一 農用地利用集積等促進事業（農用地（第十七条の十八第一項に規定する農用地をいう。以下この項並びに第九項第三号及び第四号において同じ。）についての賃借権の設定等（同条第三項に規定する賃借権の設定等をいう。以下この号において同じ。）の促進（これと併せて行う同条第二項第二号から第四号までに掲げる土地についての賃借権の設定等の促進を含む。）による農用地の利用の集積の促進又は農業用施設その他の農林水産業の振興に資する施設であつて政令で定めるもの（以下「福島農林水産業振興施設」という。）の整備により、避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域における農林水産業の振興を図る事業をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 農用地利用集積等促進事業の実施区域

ロ 賃借権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ハ 設定され、又は移転される賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該権利が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払の方法

ニ 移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。第十七条の十九第二項第一号ホにおいて同じ。）の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。同号ホにおいて同じ。）の方法

ホ 福島農林水産業振興施設の整備に関する事項

二 農用地効率的利用促進事業（農用地の権利移動に係る市町村の権限について、市町村長及び当該市町村の農業委員会が合意をすることにより、避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域において、農用地を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農用地等（第十七条の十八第二項に規定する農用地等をいう。）についての権利の取得の促進を図る事業をいう。第十七条の三十三第一項において同じ。）の実施区域

5 第二項第五号に掲げる事項には、次に掲げる事項を定めることができる。

一 産業復興再生事業（次に掲げる事業で、第六十四条から第七十三条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項

イ 商品等需要開拓事業（福島における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用すると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業であつて、福島の地域の魅力の増進に資するものをいう。）

ロ 新品種育成事業（新品種（当該新品種の種苗又は当該種苗を用いることにより得られる収穫物が福島において生産されることが見込まれるものに限る。）の育成をする事業であつて、福島の地域の魅力の増進に資するものをいう。）

ハ 地熱資源開発事業（福島において地熱資源が相当程度存在し、又は存在する可能性がある地域であつて、地熱資源の開発を重点的に推進する必要があると認められるものにおいて、地熱資源の開発を実施する事業をいう。）

ニ 流通機能向上事業（流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。以下この二及び第七十一条第二項において同じ。）を中核として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図る事業又は輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であつて、福島における流通機能の向上に資するものをいう。）

ホ 産業復興再生政令等規制事業（原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制に係るものをいう。第七十二条において同じ。）

ヘ 産業復興再生地方公共団体事務政令等規制事業（原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制（福島の地方公共団体の事務に関するものに限る。）に係るものをいう。第七十三条において同じ。）

二 前号に規定する産業復興再生事業ごとの第六十四条から第七十三条までの規定による特別の措置の内容

三 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷（第七十四条第一項において「特定風評被害」という。）への対処に関し必要な事項

6 第二項第六号に掲げる事項には、原子力災害による被害が著しい区域であつて、廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分

野に関する国際的な共同研究開発及び先端的な研究開発を行う拠点の整備、当該拠点の周辺の生活環境の整備、国際的な共同研究開発を行う者その他の者の来訪の促進、産業の国際競争力の強化に寄与する人材の育成及び確保、福島の地方公共団体その他の多様な主体相互間の連携の強化その他の取組を推進することにより、産業集積の形成及び活性化を図るべき区域（以下「福島国際研究産業都市区域」という。）を定めることができる。この場合においては、併せて福島国際研究産業都市区域において推進しようとする取組の内容を定めるものとする。

7 前項後段に規定する取組の内容に関する事項には、次に掲げる事項を定めることができる。

一 ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行う事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の内容及び実施主体

ロ その他当該事業の実施に關し必要な事項

二 重点推進事業（次に掲げる事業で、それぞれ第八十二条又は第八十三条の規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項

イ 新産業創出等政令等規制事業（福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制に係るものをいう。第八十二条において同じ。）

ロ 新産業創出等地方公共団体事務政令等規制事業（福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制（福島の地方公共団体の事務に関するものに限る。）に係るものをいう。第八十三条において同じ。）

三 前号に規定する重点推進事業ごとの第八十二条又は第八十三条の規定による特別の措置の内容

8 第五項第一号及び前項第二号の「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第六十四条から第七十一条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第七十二条若しくは第八十二条の規定による政令若しくは復興庁令（告示を含む。）・主務省令（第百二条ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。以下「復興庁令・主務省令」という。）又は第七十三条若しくは第八十三条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし福島県がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

9 福島県知事は、福島復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長（福島復興再生計画に次の各号に掲げる事項を定めようとする場合にあつては、関係市町村長及び当該各号に定める者）の意見を聴かなければならない。

一 第二項第五号に掲げる事項 第五項第一号に規定する実施主体（次号、第六十七条第二項及び第三項並びに第七十条第一項を除き、以下「実施主体」という。）

二 第二項第六号に掲げる事項 第七項第一号イ及び第二号に規定する実施主体

- 三 第四項第一号に掲げる事項 同号イの実施区域内にある農用地を管轄する農業委員会及び当該区域をその事業実施地域に含む農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）
- 四 第四項第二号に掲げる事項 同号の実施区域内にある農用地を管轄する農業委員会
- 10 次の各号に掲げる者は、福島県知事に対して、当該各号に定める事項に係る第一項の規定による申請（以下この条、第五章第一節並びに第八十二条及び第八十三条において「申請」という。）をすることについての提案をすることができる。
 - 一 産業復興再生事業を実施しようとする者及びその実施に関し密接な関係を有する者 第二項第五号に掲げる事項
 - 二 重点推進事業を実施しようとする者及びその実施に関し密接な関係を有する者 第二項第六号に掲げる事項
- 11 前項の提案を受けた福島県知事は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 12 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。
 - 一 第九項の規定により聴いた関係市町村長及び同項各号に定める者の意見の概要
 - 二 第十項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要
- 13 福島県知事は、申請に当たっては、当該申請に係る産業復興再生事業又は重点推進事業（第十五項において「産業復興再生事業等」という。）及びこれらに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、当該法律及び法律に基づく命令を所管する関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、福島県知事に対し、速やかに回答しなければならない。
- 14 内閣総理大臣は、申請があつた福島復興再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 福島復興再生基本方針に適合するものであること。
 - 二 当該福島復興再生計画の実施が原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 15 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、福島復興再生計画に定められた避難解除等区域復興再生事項（第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）、「産業復興再生事業等に関する事項又は重点推進事項（第八十一条に規定する措置、第八十六条から第八十八条までに規定する施策又は第八十八条の二に規定する援助に係る事項をいう。以下この項において同じ。）について、当該避難解除等区域復興再生事項、産業復興再生事業等に関する事項又は重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

16 内閣総理大臣は、第十四項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(定義)

第十七条の十八 この節において「農用地」とは、農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）及び採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。

- 2 この節において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。
 - 一 農用地
 - 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
 - 三 農業用施設の用に供される土地（第一号に掲げる土地を除く。）
 - 四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地
- 3 この節において「賃借権の設定等」とは、農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転又は所有権の移転をいう。

(農用地利用集積等促進計画の作成)

第十七条の十九 福島県知事は、認定福島復興再生計画（第七条第四項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。以下この項及び第三項第一号において同じ。）に即して（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して）、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用集積等促進計画を定めることができる。

2 農用地利用集積等促進計画には、当該計画に従って行われる次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を定めるものとする。

- 一 賃借権の設定等 次に掲げる事項
 - イ 賃借権の設定等を受ける者（第十七条の三十一において読み替えて準用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条の二第一項前段に規定する場合及び農地中間管理機構が所有権を有する農用地等について賃借権の設定等を行う場合を除き、農地中間管理機構に限る。）の氏名又は名称及び住所
 - ロ イに規定する者が賃借権の設定等（その者が賃借権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。次項第二号において同じ。））、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。へにおいて同じ。）である場合には、賃借権又は使用

貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ハ イに規定する者にロに規定する土地について賃借権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

二 イに規定する者が設定又は移転を受ける権利が賃借権又は使用貸借による権利のいずれであるかの別、当該権利の内容(土地の利用目的を含む。)、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合における借賃並びにその支払の相手方及び方法

ホ イに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価並びにその支払の相手方及び方法

ヘ イに規定する者が賃借権の設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

ト その他農林水産省令で定める事項

二 福島農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地である場合において、当該福島農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにする行為 次に掲げる事項

イ 福島農林水産業振興施設を設置する者の氏名又は名称及び住所

ロ 福島農林水産業振興施設の種類及び規模

ハ 福島農林水産業振興施設の用に供する土地の所在及び面積

ニ その他農林水産省令で定める事項

三 福島農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地である場合において、当該福島農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにするため又は採草放牧地である当該土地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。以下同じ。)にするため、当該土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する行為(第一号に掲げる行為を除く。) 次に掲げる事項

イ 福島農林水産業振興施設を設置する者の氏名又は名称及び住所

ロ 福島農林水産業振興施設の種類及び規模

ハ 福島農林水産業振興施設の用に供する土地の所在及び面積

ニ その他農林水産省令で定める事項

3 農用地利用集積等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

一 農用地利用集積等促進計画の内容が認定福島復興再生計画(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画及び認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)に適合するものであること。

- 二 前項第一号イに規定する者が、賃借権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件（農地所有適格法人及び同号へに規定する者にあつては、イに掲げる要件）の全てを備えることとなること。ただし、農地中間管理機構が農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。）又は農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第一号に掲げる事業の実施によつて賃借権の設定等を受ける場合、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権の設定又は移転を受けるとき、農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者に限る。）が当該農地所有適格法人に前項第一号ロに規定する土地について賃借権の設定等を行うため賃借権の設定等を受ける場合その他政令で定める場合にあつては、この限りでない。
- イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- 三 前項第一号イに規定する者が同号へに規定する者である場合にあつては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ロ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員等（農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- 四 前項第一号ロに規定する土地ごとに、同号イに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について賃借権又は使用貸借による権利（その存続期間が二十年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていけば足りる。
- 五 第十七条の三十一において読み替えて準用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条の二第一項前段に規定する場合にあつては、次に掲げる要件に該当すること。
- イ 農用地利用集積等促進計画の内容が、農地中間管理事業の推進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針及び同法第八条第一項に規定する農地中間管理事業規程に適合するものであること。
- ロ 前項第一号イに規定する者が、農地中間管理機構又は農地中間管理事業の推進に関する法律第十七条第二項の規定により公表されている者であること。
- 六 前項第二号イに規定する者が農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第六項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- 七 前項第二号イに規定する者が農地法第四条第六項第一号イ又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合にあつては、当該農地に代え

て周辺の他の土地を供することにより農用地利用集積等促進事業（福島農林水産業振興施設の整備に係るものに限る。第九号において同じ。）の目的を達成することができるものと認められないこと。

八 前項第一号イ又は第三号イに規定する者が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

九 前項第一号イ又は第三号イに規定する者が、農地法第五条第二項第一号イ若しくはロに掲げる農地を農地以外のものにするため又は同号イ若しくはロに掲げる採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより農用地利用集積等促進事業の目的を達成することができるものと認められないこと。

十 福島農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。次項第二号及び第十七条の二十五第一項において同じ。）内の土地である場合にあっては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

4 福島県知事は、農用地利用集積等促進計画を定めようとする場合において、当該農用地利用集積等促進計画に定められた第二項第一号ロ、第二号ハ又は第三号ハに規定する土地における福島農林水産業振興施設の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該農用地利用集積等促進計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。

一 農地を農地以外のものにし、又は農地を農地以外のものにするため若しくは採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為（農地法第四条第一項に規定する指定市町村の区域内の土地に係るものに限る。） 当該指定市町村の長

二 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する開発行為に該当する行為（同項に規定する指定市町村の区域内の土地であって、農用地区域内の土地に係るものに限る。） 当該指定市町村の長

（農用地利用集積等促進計画の公告）

第十七条の二十 福島県知事は、農用地利用集積等促進計画を定めるときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、関係市町村及び関係農業委員会に通知するとともに、公告しなければならない。

（公告の効果）

第十七条の二十一 前条の規定による公告があったときは、その公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転する。

(計画案の提出等の協力)

第十七条の二十二 福島県知事は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 福島県知事は、前項の場合において必要があると認めるときは、市町村に対し、その区域に存する農用地等について、第十七条の十九第一項及び第二項の規定の例により、同条第三項各号のいずれにも該当する農用地利用集積等促進計画の案を作成し、福島県知事に提出するよう求めることができる。

3 市町村は、前二項の規定による協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。

(登記の特例)

第十七条の二十三 第十七条の二十の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)の特例を定めることができる。

(農地法の特例)

第十七条の二十四 第十七条の二十の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって賃借権の設定等が行われる場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

2 第十七条の二十の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された賃借権又は使用貸借による権利に係る賃貸借又は使用貸借については、農地法第十七条本文の規定は適用せず、同法第十八条第一項第六号中「同法第二十条又は第二十一条第二項」とあるのは、「同法第二十条又は第二十一条第二項(福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第十七条の三十において読み替えて適用する場合を含む。)」と読み替えて、同条の規定を適用する。

3 第十七条の二十の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に従って福島農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項本文の規定は、適用しない。

4 第十七条の二十の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に従って福島農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項本文の規定は、適用しない。

(農業振興地域の整備に関する法律の特例)

第十七条の二十五 第十七条の二十の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画に記載された福島農林水産業振興施設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の規定は、適用しない。

2 第十七条の二十の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画に従つて福島農林水産業振興施設の用に供するために行う行為については、農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の規定は、適用しない。

(不確知共有者の探索)

第十七条の二十六 福島県知事は、農用地利用集積等促進計画(存続期間が二十年を超えない賃借権又は使用貸借による権利の設定を農地中間管理機構が受けることを内容とするものに限る。次条及び第十七条の二十八において同じ。)を定める場合において、第十七条の十九第二項第一号に規定する土地のうちに、同条第三項第四号ただし書に規定する土地であつてその二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないもの(以下「共有者不明土地」という。)があるときは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、当該共有者不明土地について共有持分を有する者であつて確知することができないもの(以下「不確知共有者」という。)の探索を行うものとする。

(共有者不明土地に係る公示)

第十七条の二十七 福島県知事は、前条の規定による探索を行つてもなお共有者不明土地について二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないときは、当該共有者不明土地について共有持分を有する者であつて知れているものの全ての同意を得て、定めようとする農用地利用集積等促進計画及び次に掲げる事項を公示するものとする。

一 共有者不明土地の所在、地番、地目及び面積

二 共有者不明土地について二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができない旨

三 共有者不明土地について、農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける旨

四 前号に規定する権利の種類、内容、始期、存続期間並びに当該権利が賃借権である場合にあつては、借賃並びにその支払の相手方及び方法

五 不確知共有者は、公示の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて福島県知事に

申し出て、農用地利用集積等促進計画又は前二号に掲げる事項について異議を述べることができる旨

六 不確知共有者が前号に規定する期間内に異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなす旨

(不確知共有者のみなし同意)

第十七条の二十八 不確知共有者が前条第五号に規定する期間内に異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなす。

(情報提供等)

第十七条の二十九 農林水産大臣は、共有者不明土地に関する情報の周知を図るため、福島県その他の関係機関と連携し、第十七条の二十七の規定による公示に係る共有者不明土地に関する情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(農地中間管理事業の推進に関する法律の適用)

第十七条の三十 福島県知事が農用地利用集積等促進事業を行う場合における農地中間管理機構についての農地中間管理事業の推進に関する法律第二十条及び第二十一条の規定の適用については、同法第二十条中「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積計画若しくは福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第十七条の二十の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画」と、同法第二十条第一項中「限る。」とあるのは「限る。」若しくは福島復興再生特別措置法第十七条の二十の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画(同法第十七条の三十一の規定により読み替えて準用する第十九条の二第一項前段に規定するものに限る。)」と、同法第二項中「前項に規定する者」とあるのは「前項(福島復興再生特別措置法第十七条の三十の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する者」とする。

(農地中間管理事業の推進に関する法律の準用)

第十七条の三十一 農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条の二第一項前段及び第二項の規定は、農用地利用集積等促進計画について準用する。この場合において、同法第一項中「農業経営基盤強化促進法第十八条第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の十九第一項」と、同法第二項中「前項の規定による協議」とあるのは「前項の規定による貸借権の設定等を行うことについての福島復興再生特別措置法第十七条の十九第三項第四号の同意」と、「第十九条の二第一項の規定による協議」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の三十一の規定により読み替えて準用する第十九条の二第一項の規定による貸借権の設定等を行うことについての同法第十七条の十九第三項第

四号の同意」と読み替えるものとする。

(農地法の準用)

第十七条の三十二 農地法第六条の二の規定は、第十七条の二十の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた第十七条の十九第二項第一号へに規定する者について準用する。この場合において、同法第六条の二第二項第二号中「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項第四号」とあるのは、「福島復興再生特別措置法第十七条の十九第三項第三号」と読み替えるものとする。

(農用地効率的利用促進事業)

第十七条の三十三 福島県知事が、第七条第四項第二号に規定する農用地効率的利用促進事業の実施区域を定めた福島復興再生計画について、内閣総理大臣の認定(同条第十四項の認定をいい、第七条の二第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下同じ。)を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、市町村長と当該市町村の農業委員会との間で、実施区域内にある農用地であつて当該農業委員会が管轄するものについての次に掲げる事務(これらの事務に密接な関連のある事務であつて、農地法及び農業経営基盤強化促進法その他の法令の規定により農業委員会が行うこととされているものうち、政令で定めるものを含む。)の全部又は一部(以下この条において「特例分担事務」という。)を当該市町村長が行うことにつき、その適正な実施に支障がなく、かつ、農用地を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農用地等についての権利の取得の促進に資すると認めて、合意がされた場合には、当該市町村長は、農地法及び農業経営基盤強化促進法その他の法令の規定にかかわらず、当該区域において特例分担事務を行うものとする。

- 一 農地法第三条第一項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る農業委員会の事務(同条又は同法第三条の二の規定により農業委員会が行うこととされている事務に限る。)
- 二 農業経営基盤強化促進法第十八条第一項に掲げる農用地利用集積計画に係る農業委員会の事務(同項又は同法第二十条の二第二項若しくは第五項の規定により農業委員会が行うこととされている事務に限る。)
- 三 市町村長は、前項の規定による合意をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。当該合意の内容を変更し、又は解除したときも、同様とする。
- 三 第一項の規定により特例分担事務を行う市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、同項の規定による合意の当事者である農業委員会に対し、特例分担事務の処理状況を報告するものとする。
- 四 第一項の規定により市町村長が特例分担事務を行う場合における農地法第五十条及び第五十八条第一項の規定の適用については、同法第五

十条中、「農業委員会」とあるのは、「福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の三十三第一項の規定により同項に規定する特例分担事務を行う市町村長」と、同項中「処理に関し、農業委員会」とあるのは「うち福島復興再生特別措置法第十七条の三十三第一項の規定により市町村長が行うものの処理に関し、市町村長」とする。

○農地法（昭和二十七年法律第二百十九号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律で「農地所有適格法人」とは、農事組合法人、株式会社（公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）又は持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）で、次に掲げる要件の全てを満たしているものをいう。

一 その法人の主たる事業が農業（その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの、農業と併せ行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第七十二条の十第一項第一号の事業を含む。以下この項において同じ。）であること。

二 その法人が、株式会社にあつては次に掲げる者に該当する株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を、持分会社にあつては次に掲げる者に該当する社員の数が社員の総数の過半を占めているものであること。

イ その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。）を移転した個人（その法人の株主又は社員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうち、その移転後農林水産省

令で定める一定期間内に株主又は社員となり、引き続き株主又は社員となつている個人以外のものを除く。）又はその一般承継人（農林水産省令で定めるものに限る。）

ロ その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人

ハ その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し第三条第一項の許可を申請している個人（当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実と認められる個人を含む。）

ニ その法人に農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権に基づく使用及び収益をさせている農地利用集積円滑化団体（

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）に当該農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権を設定している個人

ホ その法人の行う農業に常時従事する者（前項各号に掲げる事由により一時的にその法人の行う農業に常時従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの及び農林水産省令で定める一定期間内にその法人の行う農業に常時従事することとなる）が確実と認められる者を含む。以下「常時従事者」という。）

ヘ その法人に農作業（農林水産省令で定めるものに限る。）の委託を行っている個人
ト その法人に農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第三号に掲げる事業に係る現物出資を行った農地中間管理機構

チ 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会

三 その法人の常時従事者たる構成員（農事組合法人にあつては組合員、株式会社にあつては株主、持分会社にあつては社員をいう。以下同じ。）が理事等（農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員をいう。次号において同じ。）の数の過半を占めていること。

四 その法人の理事等又は農林水産省令で定める使用人（いずれも常時従事者に限る。）のうち、一人以上の者がその法人の行う農業に必要な農作業に一年間に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。

4 (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一 十六 (略)

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利が取得されるとき、同法第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合

二 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

三 (略)

四 第一号に掲げる権利を取得しようとする者（農地所有適格法人を除く。）又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

五〇七 (略)

三〇六 (略)

○独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（抄）

附 則

（業務の特例）

第六条 基金は、当分の間、第九条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 農地等（農地及び農地法第二条第一項に規定する採草放牧地であつて、平成十四年一月一日前に旧農業者年金法による被保険者であつた者（平成十三年十二月三十一日において平成十三年改正前農業者年金法による年金給付に係る受給権を有していた者その他政令で定める者を除く。）が所有権又は使用収益権（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下この号において同じ。）に基づいてその耕作（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）又は養畜の事業に供しているものに限る。以下この号において同じ。）及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け（使用収益権の移転を含む。）を行い、並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けを行うこと。

三 (略)

二〇五 (略)

○農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）（抄）

（農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外）

第二条（略）

2 法第三条第二項第二号及び第四号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。

一 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第七十二条の十第一項第二号の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められること。

二（略）

三 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定めるものが、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められること。

四・五（略）

3（略）

○農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「農地中間管理事業」とは、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）を除く。）を事業

実施地域として次に掲げる業務を行う事業であつて、この法律で定めるところにより、農地中間管理機構が行うものをいう。

- 一 農用地等について農地中間管理権を取得すること。
 - 二 農地中間管理権を有する農用地等の貸付け（貸付けの相手方の変更を含む。第十八条第九項において同じ。）を行うこと。
 - 三 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務を行うこと。
 - 四 農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等の管理（当該農用地等を利用して行う農業経営を含む。）を行うこと。
 - 五 農地中間管理権を有する農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修を行うこと。
 - 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 4・5 （略）

○農業経営基盤強化促進法（平成二十五年法律第一百一号）（抄）

（農地中間管理機構の事業の特例）

第七条 農地中間管理機構は、基本方針に第五条第三項に規定する事項が定められたときは、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる事業を行う。

- 一 農用地等を買入れ、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下この条において「農地売買等事業」という。）
- 二 四 （略）

○農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）

第十一条の五十 出資組合は、次に掲げる場合には、第十条に規定する事業のほか、農業の経営及びこれに附帯する事業を併せ行うことができる。

- 一 当該組合の地区内にある農地又は採草放牧地のうち、当該農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通しからみて、当該農

地又は採草放牧地の農業上の利用の増進を図るためには組合が自ら農業の経営を行うことが相当と認められるものについて農業の経営を行う場合

二 (略)

○特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号) (抄)

(資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して定める者)

第十条 特許法第九条の二第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 五 (略)

六 申請日において、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第八十三条に規定する認定重点推進計画に基づき同法第八十条第二項第四号に規定する福島国際研究産業都市区域において事業を行う中小事業者(その特許発明又は発明が当該事業の成果に係るもの(当該認定重点推進計画の期間の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。))である場合において、当該事業を行う者に限る。)

(減免の申請)

第十一条 (略)

2 特許法第九条の二第一項の規定による特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が前条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面として経済産業省令で定めるものを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

(特許料の減免)

第十二条 (略)

2 4 (略)

5 特許庁長官は、第十条第六号に該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、特許法第七十条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

6 (略)

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）

第百九条の二 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2・3 （略）

第百九十五条の二の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第百九条の二第一項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）（抄）

（資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して定める者）

第三条 法第十八条の二の政令で定める者は、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十条各号のいずれかに該当する者とする。

（軽減の申請）

第四条 法第十八条の二の規定による手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が特許法施行令第十条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面として経済産業省令で定めるものを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 （略）

（手数料の軽減）

第五条 （略）

2 （略）

- 3 特許庁長官は、特許法施行令第十条第六号に該当する者から前条の申請書の提出があつたときは、第二条第二項第一号及び第三号に掲げる手数料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。
- 4 (略)

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）（抄）

（手数料の減免）

- 第十八条の二 特許庁長官は、日本語でされた国際出願をする者であつて、中小企業者（特許法第百九条の二第二項に規定する中小企業者をいう。））、試験研究機関等（同条第三項に規定する試験研究機関等をいう。））その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により納付すべき手数料（同項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）を軽減し、又は免除することができる。

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（中央防災会議の組織）

- 第十二条 中央防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
- 2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
 - 3 会長は、会務を総理する。
 - 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
 - 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 防災担当大臣
 - 二 防災担当大臣以外の国務大臣、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
 - 6 中央防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 7 専門委員は、関係行政機関及び指定公共機関の職員並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 中央防災会議に、幹事を置き、内閣官房の職員又は指定行政機関の長(国務大臣を除く。)若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 9 幹事は、中央防災会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 10 前各項に定めるもののほか、中央防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)(抄)

(中央防災会議の委員及び専門委員)

- 第三条 中央防災会議の委員(以下この条及び次条において「委員」という。)の定数は、二十六人以内とする。
- 2 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 中央防災会議の専門委員(以下この条及び次条において「専門委員」という。)は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員及び専門委員は、非常勤とする。

附 則

- 1 この政令は、法施行の日(昭和三十七年七月十日)から施行する。
- 2 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「二十六人」とあるのは、「二十七人」とする。
- 3 復興庁が廃止されるまでの間における第三条第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第一項中「二十六人」とあるのは、「二十八人」とする。

○内閣法(昭和二十二年法律第五号)(抄)

第二条 内閣は、国会の指名に基づいて任命された首長たる内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国務大臣をもつて、これを組織する。

2 前項の国務大臣の数は、十四人以内とする。ただし、特別に必要な場合においては、三人を限度にその数を増加し、十七人以内とすることができる。

附則

- 1 (略)
- 2 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている間における第二条第二項の規定の適用については、同項中「十四人」とあるのは「十五人」と、同項ただし書中「十七人」とあるのは「十八人」とする。
- 3 復興庁が廃止されるまでの間における第二条第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第二項中「十四人」とあるのは「十六人」と、同項ただし書中「十七人」とあるのは「十九人」とする。
- 4 (略)

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）（抄）

（設置期限）

第十条 本部は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）（抄）

（設置期限）

第十条 本部は、平成三十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

○復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）（抄）

（必要な予算を一括して要求し、確保する事業）

第一条 復興庁設置法（以下「法」という。）第四条第二項第三号イの政令で定める事業は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第二号及び次条第三十号において同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策に係る事業（次に掲げるものに係るものを除く。）とする。

- 一 全国的に実施する防災に関する施策に係る事業
- 二 前号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する事業のうち内閣総理大臣が定めるもの

（実施に関する計画を定める事業）

第二条 法第四条第二項第三号ロの政令で定める事業は、前条に規定する事業のうち次に掲げるものに係るものとする。

- 一 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等
- 二 三十（略）

○内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）

（政策統括官の職務）

第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一・二（略）
- 三 次に掲げる事務

(1) (26) (略)

(27) 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に關すること、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援助子補給金の支給に關すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に關すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に關すること、同法第七十八条第三項に規定する復興

交付金の配分計画に關すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。

(28) (略)

(43) (略)

附則

(政策統括官の職務についての読替え)

第四条 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、第三条第一号ル中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を除く。）

一と、同条第三号(12)及び(28)中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災からの復興を除く。）」一と、同号中(27) 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に關すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援助子補給金の支給に關すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に關すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に關すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に關すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。」とあるのは「(27) 削除」とする。

2 (略)

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

(所掌事務)

第四条 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十四の四の二 (略)

十四の五 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に關すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援助子補給金の支給に關すること、同法第四十六条第一項に規定する復興

整備計画の推進に關すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に關すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に關すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。

十五、六十二 (略)